

平成 22 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 5 日目）

平成 22 年 3 月 11 日（木曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 伏谷 修一

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（1 名）

松村 敬子 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

税務課長 菅野 敏

市民課長 加川 昭

商工観光課長 佐藤 慶輝

収納課長補佐 千葉 康志

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

介護福祉課長 鈴木 博子

健康課長 紺野 哲哉

国保年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

管理課長 小幡 誠志

下水道課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐（財務経営担当） 小野 史典

市長公室参事(兼)市長公室長補佐（プロジェクト推進担当） 鈴木 学

会計管理者 本郷 義博

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

監査委員事務局長 鐵 博明

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 佐藤 利夫

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 郷家 栄一

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 但木 正敏

下水道課長補佐 今野 淳

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

総務課参事(兼)総務課長補佐 竹谷 敏和

下水道課主査 阿部 克敏

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 開議

○伏谷委員長

おはようございます。

本日、予算特別委員会 5 日目でございます。粛々と審査の方を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は松村敬子委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

ただいまの出席委員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

● 議案第 18 号 平成 22 年度多賀城市一般会計予算（歳出質疑）第 8 款土木費～第 9 款消防費

○伏谷委員長

それでは、議案第 18 号 平成 22 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

先日引き続き歳出の質疑を行います。

まず、昨日の資料をお配りしておりますが、こちらを道路公園課長の方から説明願います。

○鈴木道路公園課長

それでは、昨日要求のありました資料につきまして、概略を説明させていただきたいと思っております。

まず、図面の方を見ていただきたいのですが、色が濃く塗られている部分为新田南錦町線でございます。施行年次が平成 22 年度から 25 年度、事業延長といたしまして 350 メートルでございます。計画幅員は、都市計画決定されている幅員ですが、20 メートルというふうなことになっておりますが、実際に道路局のコスト縮減ということで 10.5 メートルの整備ということになっております。

次に、斜線で書いてある部分でございますが、南宮北福室線でございます。事業年次、同じく 22 年度から 25 年度までということ。（「もう少しゆっくり」の声あり）失礼しました。事業年次が 22 年度から 25 年度まで。延長が 400 メートル、幅員が 18 メートルでございます。

新田南錦町線の延伸分、西側に延伸する部分でございますが、この部分につきましては、この事業が完了してから 26 年度以降の計画というふうを考えております。

次に、裏面お願いいたします。

これは、一番上の部分でございますが、事業の工程の部分を示しております。新田南錦町線の用地買収につきましては、平成 22 年度から 23 年度まで、道路築造工事につきましては 23 年度から 25 年度までという予定になってございます。あとは、年次間の各事業費の予定につきまして記載しております。

次に、欄外の工事概要でございますが、施工延長、計画幅員、整備幅員、排水工、車道舗装、歩道舗装というふうに書いてございますが、記載のとおりでございます。

次に、南宮北福室線の工程でございますが、用地買収及び物件移転補償、これらにつきましては、平成 22 年から 24 年まで。道路改築の関係の工事でございますが、実際には 1 年、新田南錦町線よりもおくれまして、24 年、25 年度というふうになってございます。

下段につきましては、各事業費の年度別の内訳が記載されております。

また、工事概要につきましては、施工延長、幅員、排水工、車道舗装、歩道舗装というふうに記載してございます。説明の方は以上でございます。

○伏谷委員長

小嶋委員、よろしいでしょうか。

○小嶋委員

ただいま説明ありましたけれども、今来て見たばかりなので、ちょっとあれですけども、要するに、新田錦町線については、22 年度から 23 年度まで用買をやると。そして、道路構築は 23 年度から 25 年度まで、その先の分については、26 年度から始めるということですね。その確認。

そして、その先のことは、こちらの北福室線と、これは路線違うから関係ないということ
なんですか、そこのところちょっと説明願います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

新田南錦町線の着色されていない部分、通称、馬橋までの間の件だと思いますけれども、
これにつきましては26年度以降整備をして、市道新田線まで整備したいというぐあいに考
えております。

なお、その先につきましては、馬橋の架けかえ等の話だろうと思いますけれども、これに
つきましては、仙台市との協議がございまして、現在、仙台市とは、南宮北福室線で仙台
港鶴ヶ谷線に一たん供用開始をしまして、これを迂回路とした形で馬橋というぐあいに考
えるということで仙台市の方とは協議してございまして、施工につきましては、現
在のところ南宮北福室線について仙台市と協議を進めているという状態でございまして、
馬橋については仙台市との協議は全然まだ整っていないという状態でございまして、御
理解を願いたいと思います。

○小嶋委員

それから、そのような状況で南宮北福室線の方に方向を変えたということですね。そして、
このとき、たしか私うろ覚えなんですけど、説明会するとき、一本柳の工業団地の抜け道とし
てこちらを優先にするというようなお話がありましたけど、やはりこれも、その辺とのつな
がり、それからこの南宮北福室線、12億9,700万円という、総工費がこのくらいに現在
見積もっているということですね。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

おっしゃるとおり一本柳の関連もございまして、実際に道路整備の計画上からいっ
ても、新田までこの道路を結びたいというのが本心でございまして、間接的には南宮北福
室線を通して仙台港鶴ヶ谷線に向くという話にしてございます。

失礼しました。先ほどの新田線ではなくて、関合1号線手前までのようですね。失礼しま
した。ここで接続させたいということで考えてございます。

○小嶋委員

部長、この関合1号線、福室岩切線ね、うちの北関合の、南関合のところを通っている道
路ということ、あそこまでやるということですね、次に。こちらの北福室南宮線が出た後
で延長していくということですね。というのは、私も、その辺の理由づけがはっきりわか
らなかつたもので。私は、この新田南錦町線というのは、定禅寺通りのあの線がもとなん
ですよ。そして、幹線道路ということで、昭和16年だったか、あの金森博士という、私
は、あそこは戦争のために突貫道路というような、幹線道路というようなものをつくった
という話を聞いているんです。それで、ここは真つすぐ鳴瀬の方へ行く、あるいは塩竈と
なにを結ぶ非常に重要なところだからということで教えられていたもので、私も実際立つ
ときに、これは公約としてきたんです。それで、進むものと思っていたものですから、そ
の辺の理由づけをそういうふうにお話しただけならば、その後にあちらの馬橋の方に取り
かかるというつもりもあるんでしょうね。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

おっしゃるとおり新田南錦町線につきましては、利府バイパスと、それから45号線の間を
結ぶ幹線道路という位置づけでございまして、そのような協議経過の中で、計画の中で

進めてきております。したがって、今回南宮北福室線に一たん仙台側に抜いたというのは、おっしゃるとおり新田南錦町線の馬橋を架けかえるためには、この交通量をさばかなくてはならないということで、一たん仙台港鶴ヶ谷線の方に交通量を逃がしましょうというのが、仙台市との協議の中で整っている内容でございます。

それで、構想としては、おっしゃるとおり馬橋の話がございます。ただし、仙台市の方も整備計画が先になるものですから、協議に乗らないといったら変ですけども、構想としては都市計画決定していますので、持っているけれども、事業については、今のところ確約は得られていないという状態でございますので、その辺については、何分御理解を願いたいと思います。

○小嶋委員

大体わかりました。事業については、まだ確約はできないと。馬橋の件については。

私も、隣接しているものだし、仙台市がどんどん発展していく、そういう中で、ちょっと行けば目にする、そういうふうなすばらしい開発の中で、早く、やはり馬橋が一番、あの線が県庁に行くにも仙台に行くにも、あるいは街に行くのには近道なんですよ。こちらを先にするのかなと思ったけれども、社会の情勢でそういうふうになってくれば、まずやむを得ないことだと思いますけれども、私も地域の皆さんにお話ししていた以上は、はっきりした理由づけがなければ、なかなか「うん」とは言いたくなかったわけです。でも、社会の今の情勢で、その方がベターであると。ならば、その辺で進めて、了解だと、説明して納得できるように地域にもお話ししなければなりません。よろしくお願いします。

なお、関連しての、便利よくつくってもらうのは、ありがたいと思いますけれども、この一本柳の件は後から出てきたもので、あれは今のところ、きのうおとといの話を聞いても、オーナー制度みたいな形で出てくればやるというように、ちょっと聞こえたんですけども、それとは関係ないと思っていいますか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

直接的には、関係しないとは言わないんですけども、要は、一本柳を受け入れる前段部分としても必要な道路だというぐあいに考えてございますので、いずれにしても、インフラ整備につきましても、中心部からどうしても西部の方に伸ばさなくてはならないというのが、道路計画上の問題でございますので、そちらを優先して集中的にやろうと。変な話ですけども、あちらこちら切って5年、10年かけるよりは、短期間で5年ぐらいで頑張っていくというのが今の方針でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○小嶋委員

これは、建設部長として長くやって、またこのくらい大きな物件移転とか住宅の補償とかいうものも大分出てくると思いますので、それらを勘案してもやれるという、駅前のあの仕事を見ていると、それらのやり方は、きちんとノウハウは持っている部長ですから、それ以上追求してもまず当局との関係もあるでしょうから、ひとつなるべく早く進めてください。お願いします。終わります。

○竹谷委員

構想はわかりました。やはり新田南錦町線にしても、南宮北福室線にしても、今回の22年度の予算から見ると大きな目玉の一つだったということで、この資料をいただいてより理解したんですけども、問題は仙台市との関係、先ほど部長も仙台市との関係。仙台市との話、25年度供用開始、仙台分も同時に供用開始できるような仙台市のお考えなのかどうな

のか、その辺、交渉段階でしょうけれども、どのような仙台市が腹づもりを持っているのか、もし交渉の中で、ある程度の感触をつかんでいるとすれば、お答え願いたいと思います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

仙台市との絡みなんですからけれども、南宮北福室線の延伸につきましては、基本的には了解事項でございます。それで、うちの方が詳細設計に入った時点で仙台市との一部計画上の差がございましたので、それらの整合作業をとっていると。なお、仙台市につきましては、23年度に仙台市の道路整備5カ年計画をつくり直すということで、その中に今回組み入れてやるという方向で調整させてもらっております。

それから、蛇足になりますけれども、実は馬橋の件につきましては、県の担当の方と内々に詰めてございまして、施工をどうするかという話、新田県議も動いているものですから、その辺で調整に入るといぐらいの情報で御理解いただきたいと思います。

○竹谷委員

いや、これもかれもというわけにもいかない、仙台市もそれなりの、ここだけの道路事情ではないと思いますから。ですから、私は、これは多賀城として、一つの基幹道路、幹線道路としてここをつくって、仙台新港との迂回もできるという発想の中でやるということですから、ぜひ仙台市の方にも働きかけて、25年度供用開始、我々は25年度に完成するわけですので、これに合わせて仙台市も事業を進めていただくように強く要請をしていただきたいと思います。そうでないと、また行きどまり道路になってしまって、仙台市が出ないからどうにもならないんだよねというのでは、多賀城市の重点施策の一つとして集中的にやろうという発想が、逆に問題になってきますので、仙台市にはその辺を十分話しして、お互いに開通できるような感じを持って行ってほしいというふうに思いますので、それだけつけ加えさせていただきたいと思います。

○伏谷委員長

以上で8款、9款の質疑を終了させていただきます。

● 議案第18号 平成22年度多賀城市一般会計予算(歳出質疑)第10款教育費～第14款予備費

○伏谷委員長

引き続き、第10款教育費から第14款予備費まで質疑を行います。挙手願います。

○柳原委員

まず、169ページの全国学力テストと、あと197ページの山王地区公民館の改修についてお聞きします。

まず、全国学力テストなんですからけれども、これは予算計上されているということで、ことしも参加するということがよろしいのでしょうか。

○小畑学校教育課長

今年度も参加いたします。

○柳原委員

全国学力テストについては、随分議論があったと思うんですけども、以前は悉皆調査だったんですけども、ことしから抽出調査になったということで、希望すれば参加できるけれども、参加しなくてもいいというふうになったと理解しているんですが、ことしはもうやめようとか、あるいはそういう検討とかというのはなかったんでしょうか。

○小畑学校教育課長

今年度は、検討の話ですけども、13市町村の教育長会議等々もございまして、13市町村は全部これを受けるとい話もありましたし、各学校からの話も聞きまして、6年生に受けた子が中3になるんです。そういう経年変化も見てみたいということで、受けるという方向性でやっております。

○柳原委員

仙台圏は、聞くところによりますと全部の学校が参加するというこのようでありましてけれども、やはり抽出調査に変更になったということもありまして、これは学力テストが順位づけに使われたり、この点数で競争があおられるなどという弊害もあったから、国の方でも、すべての調査はやめようということになったと思うんですけども、私としては、こういう全国調査はきっぱりやめた方がいいなという意見は持っております。それで、ことしは参加することなんですけれども、来年からはちょっとこれは検討していただきたいなということを要望しておきます。

次に、山王地区公民館の改修の方なんですけれども、ことし内装の方を改修することなんですけれども、その概要と、あと新しく何か盛り込まれるような内容というのはあるんでしょうか。

○佐藤管財課長

平成21年度は外回りの改修工事を行ったわけですけども、22年度については内部の改修を行います。その内容としましては、床のカーペットとか床の仕上げの張りかえ、それから建具の交換、塗装、それから窓ガラスの飛散防止の改修、それから多目的トイレの改造、それから電気設備では照明器具の更新、それから街灯の更新、機械設備工事では事務室と図書室にエアコンを新設します。主な工事はこのようになっております。

○柳原委員

概要については、わかりました。

それで、一つ、要望なんですけれども、山王地区公民館の図書室、西部地区の住民にとっては大変使いやすい図書室なんですけれども、図書室の閲覧室とか、テーブルやいすとか、何かそういう座って見れるような今状況になっていないので、図書室の充実ですね、これもひとつ、この改装にあわせてちょっと検討していただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○永沢生涯学習課長

少し検討させていただきたいというふうに思っております。

○深谷委員

では、私から質問させていただきます。

まず1点目が、各、多賀城小学校、東小学校と同じ項目で花火打ち上げ業務委託料とあるんですが、これは1万円のところと2万円のところと、大変細かいんですが、こうあるのは、人数的なことのものなのか、なぜちょっとその1万円が違うのかという部分が1点お伺いしたい点でございます。まず初めに、それからお願いします。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

それでは、御説明申し上げます。

169ページ以降の各小学校費の中で、花火打ち上げということで13節委託料で取っているんですが、実は、ある程度学校に配分される予算というのは、予算説明のときにもお話ししましたけれども、児童数1人当たり幾らとか、教室の数で、おおむね全体の予算額を決めさせていただいております。それで、その予算枠の配分の中で学校がどこに予算を使っていくかというふうなことについては、学校側の方にそういった主導をお任せしております。したがって、ことしは花火1発上げればいやというところと、やはり2発上げたいというふうなところで、それぞれの学校で意見が分かれたようです。通常1発上げると、しゅっつと行って、ばあん、ばんばんばんって、こうなりますよね、もう一発上げるというふうな形で、2発上げるところと1発上げるところというふうなことが金額の違いになって出たようでございます。

○深谷委員

大変詳しく御説明いただきましてありがとうございます。ただ、ちょっと疑問に思ったものからです。

それから、もう1点なんですけれども、教育費、10款全般といいますか、先日の常任委員会の方でもちょっとお話が出たんですけれども、多賀城市の小学校、学区のあり方と第七小学校という問題があったと思うんですけれども、そちらは、今五次総の方の策定段階に当たって、どのような形で進めていくお考えなのか。

それとあわせて、学区という問題で明月、栄地区の、こちらの方々の、今新しく住宅が建っているところの方々ですね、やはり今の学区でいくと八幡小学校とかというふうになるんですけれども、ちなみにその距離的なものとか、通学する子供たちの歩く距離ですとか、そういったものを考えると、やはり学区の見直しというのは、第七小学校もそうなんですけれども、ある程度スピードを上げてやっていかなければいけない問題かなと考えておるんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

実は、常任委員会の方でも御説明をさせていただきましたけれども、第四次総合計画の積み残し、いわゆる課題として、いろいろあるわけなんですけれども、その中の一つとして第七小学校と学区の見直しというのが、五次総、または、仮称ではありますが、多賀城市教育振興基本計画の中で計画をしていかなければならないと考えております。

それで、本来であれば、用地を取得してから10年を経過しているということになりますので、これまで取り組まなければならない課題だったと思うんですが、生徒児童の安全・安心ということを第一義的に事務を進めてまいりましたので、多賀城小学校の建てかえ以来、今年度で耐震改修が全部終わると、いよいよ第七小学校かというふうなことになるんですが、実は、第五次総合計画の今計画を策定中でございますが、実は、人口の推計というのが一番大きな問題になるかというふうと考えております。

ちなみにですが、生徒児童数、第四次総合計画の当初、平成12年当初でございますが、5,718人だったものが、今現在、これは多少、1けた目は変わるとは思いますが、5,643人ということで、この9年間で75人減少していると、ほぼ横ばいと。城南小学校や山王小学校のようにふえている学校と減っている学校というふうなことがあります。ほぼ横ばい状態でこの10年間推移してきたということがあります。

それで、第五次総合計画の中でその生徒児童数の人口の推計、いわゆる32年、今から10年後ですね、32年後の生徒児童数はというふうなことの予測でございますが、4,918人という予測を立てております。マイナスが725人です。マイナス725人というのは一体どういう数字かといいますと、現在山王小学校が760人です。多賀城中学校が510人です。したがって、10年後には学校が一つなくなるというふうにお考えいただければ、生徒児童数の把握が想像できるかなというふうに思います。

そういう中で、第七小学校が本当に必要なかどうか、これまでの地区の説明会では、必ずつくるから、今喫緊の課題である耐震の方が終わりましたら、ぜひその後つくりたいという説明を地元の方やPTAの方、または議会の方に御説明してきたわけですが、今後このような人口推計が新たになったときに、本当に第七小学校が必要なんだろうかというふうなことで、実は教育長ともこれまで何度となく話をしました。やはり第七小学校の建設の是非については、もう一度原点に立ち帰ってみるべきだろうということで、実は教育長から私、特命で、私が地元説明会やPTAの説明会に中心になって22年度は取り組んでくれというふうなことで言われておりますので、4月以降PTAの方も顔ぶれが新たになるだろうし、教職員の異動もあるし、地区の方でも役員の異動があるというふうなことで、できましたら5月の連休明け以降ぐらいに、地域の方々やPTA、学校の方と私が中心になって1年かけて是非を議論していきたいと、このように考えております。

それで、第七小学校の建設が方向性が決まらなないと、実は学区という見直しは連動するものですから、それに連動して、もし学区の見直しも必要なのであれば、そのことも含めて地元の方と協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

○深谷委員

その地元の住民の方々にも御説明をして、建てるということで進んだ計画であったと思うんですけども、やはり今る副教育長の方から説明があったように、少子高齢化というものも進んで、10年前と現在でも大体75人の減と。そして、またさらにということになると学校1校分がということも含めて、ただ、やはり明月とか桜木のあちら奥の方の方というのは、学区とあわせてやっていかなければいけないものだというのも、今御説明でわかったんですけども、ただ産業道路を越えて、バイパス45号線を越えてというふうな形で八幡小学校に向かうという方々もいらっしゃるの、やはりそういった方々の通学の安全という意味では、学区の見直しというものを、ある程度七小とあわせてやっていかなければいけない部分と、それにさらにスピードを上げてやっていかなければいけない部分とあると思いますので、ただ、大変慎重な課題でもあると思いますので、その点を加味しながら今後進めていっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤委員

きのう森委員が出した中学校図書一覧のところでの森委員の質問に、回答は来年は100%に近づけると言ったんですね、図書の充足率、そうですね。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

できるだけ 100%に近づけたいということで、必ず 100%を目指す……、100%は目指しますが、端的な言い方をすれば、100%を超している学校はちょっと我慢してもらって傾斜配分をしていくというお話の説明が主で、それで 100%超すかどうかは、廃棄する本もありますので、その辺と状況を見ながら、できるだけ前向きに取り組んでまいりたいと、こういうことでございます。

○佐藤委員

一覧表をちょっと見ながらきのう聞いていたんですけれども、東小学校と東豊中学校の充足率が、クラスもそんなに多いとは言えない中で、低いなというふうに思うんです。それで、来年なるだけ引き上げていきたいという御回答だったんですけれども、こんなに低い理由は何だったんでしょうか、今まで。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

いろいろあるかと思いますが、一番大きな要因は、実は、先ほども花火のお話がありましたけれども、ある程度学校側には図書の購入代で1人500円相当で800人いれば40万円とか、自由に買っていただく図書費と備品になるような図書、それから、そういったものは教育委員会部局で持っている消耗品の中で図書を購入する予算と二つあります。それで、実際に学校にお任せして消耗品という位置づけの中で買っていただくのですが、それは消耗品という一つの予算措置の中でありますので、図書費に使ったり、例えば用紙代だったり、コピー代だったり、いろいろなものにその消耗品の中から歳出されていくような形になるんです。要は、積み上げるときはいろいろなものを積み上げていくんですが、出ていくときは、必要性の高いところから予算が消化されていくというふうなことがあります、一つ。

それで、なぜなんだろうなというふうなことで、私も職員と学校の方と話をしましたら、実は、こういうことがあります。東側の学校の方については、よく建物、校舎その他の破損とかの被害に遭うと。それが大規模の場合は、例えば東豊中学校のように体育館の上だと、ガラス1枚交換するのに40万円もかかってしまうというふうなところから、1枚だと1万円、2万円のところとか、いろいろあります。それで、ずっと学校の被害とかを統計的に見てみますと、どうしても東側の方に多いというふうなことがありました。ここ1年間は、今年度はなかったのですが、昨年までは何度かそういったことがありました。そうすると、別枠でとっているわけではないので、細かいところはそういったもの、ガラスが割れたままにしておけませんので、そういったところに予算が消化されていって、図書を買うという年度、第四半期ぐらいになると、その財源が少し枯渇してきていたというふうな状況があります。

そういったことがありましたので、実は今年度、東小学校の大規模改修にあわせて防犯カメラを設置させていただきました。実は、防犯カメラは、抑止力に相当貢献しているということがわかっております。例えば多賀城中学校も防犯カメラをつけて以降、ない、要はそういった破損行為がない。東豊中学校も過去に相当ありましたので、早急につけたら、その後ないと。東小学校が今度あったものですから、東小学校に今年度つけたら、それ以降ないというふうなことで、今防犯カメラの方を設置したので、今後そういう消耗品の歳出の方が減るといえることがなくなるだろうというふうに思っております。したがって、これまでそういった要因があったことから、どうしても図書購入費が割愛されてきたというふうな経過があるのではないかと分析しております。

○伏谷委員長

少々お待ちください。副教育長にお願いがあります。佐藤委員の質問に対して端的に答えただけだと、こういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤委員

端的に答えてください。説明はよく背景わかりましたけれども、科目を見ると需用費のところもあるけれども、備品購入費という項目がついているところがあるんですよね。学校によってついているところとついていないところがあると。それで、この備品購入費というのは、主に図書購入費なわけでしょう、何でついてないんですか、東小と東豊中はついていませんよ。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

端的にお答えいたします。要望がなかったからです。

○佐藤委員

何とコメントのしようが何か難しいんですが、私、地元の議員として。ということは、子供たちが本になじんで、そして落ち着いて暮らすことができる、本を読んで、そして……、信じられない。もう一回考えてみます。いいです。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

大変失礼申しあげました。学校の備品購入費は、きのうも森委員にお話ししましたけれども、1冊 5,000円以上の高価な本、要は1,000円とか数百円の本は消耗品の中で自由に購入できるんですが、いわゆる備品扱いになる本というのは1冊 5,000円以上の高価な本、中には2万円ぐらいするものもあります。そういったものについては、別枠で予算を計上しなければなりませんので、学校の方に毎年照会を出して、ことし備品で購入したい本があれば言ってくださいというふうに言ってもらっています。それで、なかった学校については、要望がなかったと、こういうことでございます。

○佐藤委員

来年度から充実していくのに努めるというお話でしたので、さまざまな学校の要望の施設というか、設備の設置も含めて、子供たちの心のケアというか、教育も大事だというふうに思うんです。精神的なものも含めて、本を読むということになれさせながら、きっちり学校生活を楽しんでもらうという仕組みづくりというか、風土づくりも、うんと大事なことだと思いますので、なお学校と綿密に連絡をとりながら、子供たちの情操教育をはぐくんでいく部分での力を発揮していただきたいというふうに思います。終わります。

○竹谷委員

今の副教育長の答弁でちょっと気になったんです。学校に児童1人当たり、学級数によって予算配分をすると。それは、学校で自主的に配分してくださいと。その方式はわかりました。その中に修繕費、あなた先ほど言ったように、40万円もかかる修繕費をこの中から出せというのは無理だと思います。少なくとも5万円以下であればこの中でやってほしいと、そういうルールをつくって、それ以上のものは教育委員会で修繕費として計上していくというやり方をつくらなければ、これから学校がだんだん大規模改修してよくなっていくわけです。そうすると、修繕費はおのずと、壊れればそういうぐあいになっていく、そういうルールを私は変えるべきだと思う。いかがでしょうか。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

お答えいたします。

修繕と委託とか消耗品で買えるものというふうな、いろいろな予算上の区分けはあるんですけども、大規模な修繕につきましては、これは教育委員会の方で予算を計上させていただいております。したがって、考え方としては、各学校につけてある修繕費は、小破修理というふうなことで御理解をいただきたいと思います。

なお、ちなみに小学校につきましては、167ページの11節需用費の中で修繕費480万円ほど上がっています。これも、学校の方と協議をさせていただきまして、来年度大きな修繕箇所がある場合には、これは教育委員会、小学校費、これは中学校費も同じでございますけれども、そのような形で取り扱いをさせていただいております。

○竹谷委員

先ほど言った体育館のガラス壊した40万円だと、そういうものは教育委員会ですべきですよ。そういう答弁しなければいけないですよ。小学校の中から出すような、だから金足りない、図書費にいかないような、そういう発言は、私はナンセンスだと思う。ちょっと答え方にも気をつけて答えていただきたい。小破修理は、大体3万円以下は各学校でやっていると思うんです。そういう大きなやつは教育委員会ですんだということを引きちんと言えば、それから図書費をこちらにつぎ込んだの、という話にはならないと思うんですよ。その辺はきちんと整理をして学校を指導してほしいと思います。そうでないと、むだな予算審議、何でこうなっているのか全然わからない。ですから、予算の執行ルールをきちんと確立してください。

それから、第七小の問題があります。文教厚生常任委員会で、この問題を私は取り上げました。あなたは、1年間かかって各地域と話し合いをしていくと、それが大事だと。遅いと言われれば遅いとおしかりを受けるのではないかというふうに思います。私は、一番大事な、あの周辺の御父兄さんから直接電話いろいろ来ましたが、一番必要なのは、あの交通量の激しいところを子供さんたちが八幡小学校に行かなければいけないという、そのことを憂えているんですよ。小学校1年生であそこまで行くのは大変だ、危険だと。であれば、暫定的でもいいですから、まずは学校の父兄さんが安心できる体制は、ひとつ検討していただきたいんですけども。スクールバスという方法もあるんですよ、スクールバス。スクールバスを当面走らせて、そういう安全的な対処をするということも視野に入れて検討するべきだと思うんですよ。私は、そう思うんですけども、いかがですか。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

委員おっしゃるとおり、地域で抱えている課題、要望というのは、種々さまざまだと思いますので、そういった地元の声を聞きながら、できるだけ前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○竹谷委員

十分その辺は、やはり教育委員会としても一応の基本的なものを持って、いろいろ御意見があれば、こういう方法も考えられるんだということ、あなたが地域で発言してしまえば、それはそのものだと思いますから、それは教育委員会内で、ある程度の方針を固めて進めていかなければならない課題ではないかと。私も、第七小学校を建てなければいけないような現状の要因ではないと思いますので、逆に言うと、それだけのお金を使うのであれば、より父兄が安心して子供たちを学校に送れるような体制をつくった方が、私は効率的ではないかというふうに思いますので、所見だけ申し上げておきたいと思います。

次に、215ページ、給食費関係ですけれども、新給食センターをつくるときに、残飯と言えはいいんですか、残ってきたものを、残食と言うんですか、これを処理をしようと、廃棄物で投げないで自分のところで処理しようという検討をされたはずですけども、その検討をされて、その結果、コスト的に高いからどうのこうのというお話で一時はやめて、その後検討してみようということになって今日まで至っていると思うんですが、その辺の検討の結果はどうなっていますか。

○小畑学校教育課長

今のお答えでございますけれども、後から答弁させていただきます。よろしいですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

それでは、廃棄物の観点から回答申し上げます。

ドリームランチは、食品リサイクル法に従いまして、独自リサイクルに残渣を回している状態です。年間62トン処理されている模様です。

○竹谷委員

そうすると、この一般廃棄物処理業務委託料が、再利用するために62トン、民間業者に運び入れるための金だということですか。

○小畑学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

○竹谷委員

独自で処理しようということで、あそこにその施設もつくったはずですよ、機械は入れなかったけれども、建物はつくったはずですけども。たしか建設のとき、そういうふうな理解をしているんですけども。これは、やるやつは、残飯を全部溶かしてしまって、菌で溶かしてしまうという方法を探ろうということで、大分研究したはずですよ。それは、宙に浮かせてしまって、他の業者に約200万円かけて廃棄処分をしているというやり方ですか、燃やしているんでないからまだいいんですけども、そういう方法なんですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

私が把握しているのは、そのリサイクルに回っている分、要するに食品の切れ端、食品として、給食として出回らなかったもの、皮とかですね、それから戻ってきた残渣、それについての今説明で、そのほかにも廃棄物が出ていると思いますので。そして、この残渣等については、利府の新幹線基地のそばにある事業所の方に運ばれていると聞いております。

○竹谷委員

残食の話をしているんですよ。残食は行ってないでしょう、これは。材料の切った良質のものだけしか行ってないでしょう、どうなの、それは。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

残渣も行っております。

○竹谷委員

そうすると、みずからやるよりもコスト的にこの方が安いから、こういうぐあいな方法に切りかえたということですか。

○小畑学校教育課長

設備でございますけれども、設備が日進月歩だということで、とりやめたというようなこと。

それから、先ほどの御質問の建物は、水分除去に使っているということでございます。

○竹谷委員

であれば、あの建設をするときに、そういう基本計画で進むということで御説明をして、我々は了とした。時代の変化でそのようになったのであれば、そのような説明をするのが、建設当時からのかわっている人は、何だと、あのときの説明会は何だったんだというふうに私は思うんですけれども。これは、私は質問しなければわからなかった。もうちょっとそういう……、担当者がずっとやっているわけでないから、わからないよと言えばそうなんだろうけれども、少なくともその施設をつくったときの内容というものは、事務引き継ぎできちんとしていかないとまずいのではないかと。そして、こういうぐあいにしているんだということを説明していくことが、私は大事だと思うんですけれども。これ以上言ってもしょうがないですから、まず今後はそういう、建てたときはこう建てたけれども、天下の情勢によってこういうふうに変革をしたと、そしてこういう再利用の方向に転換をしたんだと、変えたんだという御説明は私はすべきだというふうに思いますので、今後はそのようにしていただきたいと思います。

○米澤委員

さきに保健衛生費の中で、子宮頸がんについてお話をさせていただきました。その中でちょっとさっと触れさせていただいた、教育での予防知識を取り組んでいただけないかという方向なんですけれども、やはり低年齢化しているということも深く受けとめていただいて、対象の児童生徒に対しての養護の先生からの授業を、予防知識としてしっかりと、そういった取り組みをしていただきたいということが一つと、それと毎日 12 時 45 分になりますと市民歌が流れております。これは、昌浦委員が一般質問でされて、それを早速実行されていることだと思うんですが、きのうもちょっとずっと聞いていて、せっかく市民の方に受け継がれていく、代々ずっと歌い継がれていく歌なので、ぜひこれは市内の小中学校、低学年はちょっと無理としても、中学年以上の児童生徒にこれを歌っていただけないかなという思いがありました。それと同時に、やはり庁舎内に手続などでいらした家族の方とかも、多分楽しみにされると思うので、そういった取り組みいかがでしょうか。その 2 点についてお伺いいたします。

○小畑学校教育課長

お答え申し上げます。

性教育についてということでございますけれども、今年度の話になりますけれども、高崎中学校が性感染症も含めまして授業を行っております。東豊中学校では、船山先生による親子対象の講演会等々をしております。学校の方でも、ぜひそのようなことを授業の中に取り入れるように話を申し上げたいと思います。

それから、市民歌についてでございますけれども、市民歌は、本当に自分のまちのアイデンティティーの歌でございますから、きのうもちょっと話しましたけれども、ぜひやって

いただきたいということで学校の方に申し伝えまして、今学校の方では、さまざまな機会を得て流しておりますので、ぜひ歌えるような形にしていきたいと考えております。

○米澤委員

じゃあ、その性教育については、ぜひお願いしたいということと、生徒たちが歌ったのを、この庁舎内に流していただくということなんです。もちろん多分学校の方で歌っていると思うんですが、今現在、きれいなお姉さんの声もいいんですけども、ぜひ子供たちの、いわゆる児童生徒の歌も庁舎内で披露していただきたいという思いなんです。それでよろしいでしょうか。お願いいたします。

○小畑学校教育課長

ぜひそのようにさせていただきたいと思います。

○伏谷委員長

ここで 10 分間の休憩といたします。

再開は 11 時 5 分といたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

初めに、学校教育課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○小畑学校教育課長

子供たちの歌声を庁舎に流すということは、素晴らしいことだと私は思っておりますけれども、それは庁舎管理の総務部長の方とまた相談をいたしまして流していきたいと思えます。よろしくお願いしたいと思います。

○澁谷総務部長

素晴らしい提案ですので、その辺につきましては、今女性のきれいな声で流していますけれども、子供たちのまた活気のある声を録音しながら、毎月定期的に学校をかえるというのも一つの方法なのかなとも思いますし、また 1 階のビデオなんかも、テレビが大きいやつなんかもあるものですから、その辺なんかも、もしできるのだったら含めながら考えていきたいなと思っております。

○米澤委員

話のわかりやすい部長さんでありがとうございます。ぜひ御検討よろしくをお願いいたします。以上です。

○相澤委員

1 点だけお聞きいたします。 203 ページ、市民会館運営管理に要する経費、これについてお聞きいたします。

この市民会館運営経費の中の13委託料というのがございますが、この委託料、警備保障とか施設維持管理、あるいは清掃、これは埋蔵文化センターなんかも含まれる範囲でしょうか。

○永沢生涯学習課長

含んでおります。

○相澤委員

そうすると、今後外部委託等を検討する場合は、これは分けて考えるわけですか。

○永沢生涯学習課長

それも含めて、指定管理者の方に指定をする予定でおります。

○相澤委員

難しくないですかね、大丈夫なんでしょうね。

○永沢生涯学習課長

施設管理を今も同じ業者さんが全部やっておりますので、指定管理に移行しても、何か不都合が出るということはちょっと考えにくいというふうに理解をしております。（「わかりました」の声あり）

○藤原委員

子供たちに市民歌を歌わせて流すということ、そんなに簡単に答えていいのかと言ったのは、私は、庁舎管理のことを心配して言ったのではないんですよ。私は、政治家は個々の教育内容について、余り言うべきではないというのが私の主張なんです。この間歴史教科書の授業を受けたやつの感想文を書かせろという主張があったけれども、それは教育長から否定する答弁がありました。当然です。それから、市民歌を歌わせて流すとなると、流すのは、それはスイッチ入れれば庁舎に流れるんだから、それはどうでもいい話ですよ。だけれども、それを子供たちに流してもいいような状態にまで歌わせてですよ、練習させて、やるとなったら、それでまた学校は大変なんですよ、子供たちは大変なんですよ。だから、そういうことに一々議会や議員が、学校の教育の中身に一々口出しするのはすべきでないというのが私の意見なんです。だから、そういうものに対して、学校教育課長が、いとも簡単に、いいことだから受けますというのが、私はよくわからないな。やはり学校には学校の教育課程上のいろいろな都合があるのだから、子供は子供の発達段階において国語なり算数なりなんなり覚えなければならぬことがいっぱいあって、そうじゃなくても、この間だれか、昌浦委員か、言っていたでしょう、七五三とか何とかって、だんだんだんだん覚えられない子供が多くなってきているというね。そういうことが一方である中で、そんな簡単に議会、議員から言われましたから、「はい、わかりました」というのは、私は学校教育課長の立場としてはいかがなものだろうか。庁舎管理の問題ではないですよ、私が言ったのは、どうですか。

○小畑学校教育課長

委員おっしゃるとおりでございまして、学校にはさまざまな課題を抱えておまして、時間が足りないとか、かなりスケジュールがタイトになってきて大変なんだという話は、校長先生方から伺っております。

ただ、一つ、この市民歌を子供たちの歌声でというのは、一つの学校の校長先生から、ぜひやりましょうという話を伺っております。先ほど総務部長が、すべての学校とお話ししましたけれども、そのような話を承諾を得ておりますし、私も少し頭の端っこにあったんですけれども、「ああ、そういうことありましたね」ということを思い出しましたので、承諾を得ておりますので、その辺のところは、そういうことがありましたので、ぜひ子供のさわやかなすばらしい歌声をとって流そうかなと思ったわけでございます。

○藤原委員

教育委員会のごますりじゃないよね。学校から実質的にはそういう声が出てきていたということですか、既に。各学校、全校からですか。

○小畑学校教育課長

昨年度私がこの職についてから、ずっと校長会等々で話をしてまいりました。そして、そういう流れの中で、子供たちの声をぜひ録音したいと。今回、市民祭りの方で、子供たち出れませんでしたけれども、あれに出るために、きちんとじゃあ録音しましょうという学校が一つ出てまいりまして、それで何かイベントあるときに、そういう子供たちが前に出て歌ったらすばらしいのではないかという話もありまして、そうですねという承諾を一つの学校からいただいております。それを流すという気持ちでお話をさせていただきました。

○藤原委員

そうすると、一概に私が言っていることが当たっているかどうかという問題が出てくるけれども、私は、一般論としては私の方が正しいと思っていますんですよ。議場で、こういうことが出ましたと、はい、学校にやってくださいみたいなことは、私は慎むべきだと思っているんですよ。もちろん市民歌を聞いたことがないよりは、聞いたことがある方がいいし、聞いたことがあるだけでなく、歌える方がそれはいいんだけど、多賀城市の市民の一員として。だけれども、やはりそういうことは、私は一々市の教育委員会だとか、議会がそういうことを言って、学校に押しつけるようなことはやめた方がいいと。自主的にやるのは構わないけれども。

それから、もう一つは、学校の意見学校の意見というけれども、校長の意見が必ずしも学校の総意になっていない場合があるからね。あれですよ、学校用務員の話ね、それもいろいろ複雑です、いろいろ聞いてみると。だから、私は、学校でもよく意志疎通してやってもらうように、やるときはね、それをお願いをしておきたいと思います。

これは、説明会のときに、NPO 法人多賀城市民スポーツクラブ関係資料の職員の入れかわりが激しいと聞いているがどうかということで、資料を提出をお願いしました。それで、議会事務局のレターケースの中に一覧表が入っておりました。手元に資料ありますね。これを見ると、多賀城市民スポーツクラブに平成 15 年の年から事業をお願いをして、この間に採用した常勤職員が 17 人で、そのうち 5 人が退職をしていると。それから、非常勤職員は 64 人を採用して、この間に 31 人が退職をしていると。半分近くが、この 7 年の間で退職をしています。これは、退職者数がこういう数字になっているというのは、これは想定内なんですか。

○永沢生涯学習課長

想定内か外かということの御質問だと思いますけれども、当時の、私もわかりませんが、私は印象として多いというふうに感じているということで、想定は、すみません、しておりませんでした。

○藤原委員

やはり多い感じがするよね。しかも、臨時職員は、雇用期限があるんだね。何年でしたか。

○永沢生涯学習課長

原則 3 年なんですけれども、実は有期雇用、夏休み期間中のアルバイトですとか、そういう雇用もございますので、一概には言えませんけれども、最長 3 年という、原則 3 年というルールでやっております。

○藤原委員

それで、下の方に常勤、非常勤退職理由別一覧というのがあって、特に非常勤のところですね、31 人がやめているんですが、いわゆる定年又は任期満了が 3 人、解雇が 2 人、それから自己都合が 26 人ということで圧倒的に自己都合です。自己都合というのは、雇用年限まで至らない前に本人がやめるということですよ、これが非常に多い。この理由は一体何だと、どういうことがあるというふうにお考えですか。

○永沢生涯学習課長

端的に申し上げまして、勤務条件が合わなかったというふうに我々理解しておるんですけども、例えばつなぎで募集で就職をして、仕事を見つけておやめになった方ですとか、いろいろなそれぞれ御事情がありますけれども、それぞれというふう理解しております。

○藤原委員

それはそうなんでしょうけれども、もっと具体的にお尋ねしますけれども、緊急再生戦略構築のための取り組み指針の中で、市民スポーツクラブの実績の年間の給与だということ、今、市の職員だと七、八百万円かかっている給料が 270 万円で済むという、そういう資料が前に出されたことがあります。それで、その 270 万円という年収は、常勤職の年収ですか、非常勤職の年収ですか、それとも平均しての年収になるんですか。

○永沢生涯学習課長

財政戦略構築の数値が、どの数値をとったのか、ちょっと私もわかりかねるんですけども、現時点で申し上げますと、常勤職員の平均の年収ですね、年収でよろしいでしょうか。これは、時間外手当も含まれますけれども、平均で 278 万 9,000 円、21 年度の想定額です。ちなみに一番高い方が 422 万 6,000 円、一番安い方が 244 万 5,000 円、これが常勤の人件費の現在の状況でございます。

○藤原委員

そうすると、非常勤は、非常勤だから……、時給なの、これは。非常勤はどういう状態になっていますか。

○永沢生涯学習課長

非常勤は時給になります。時給で、原則 730 円、ただしトレーニング室で指導している方々がいらっしゃるんですが、この方々は時給 850 円になります。それで、21 年度の、これは賃金台帳、クラブの方から実はお借りをして調べましたけれども、これも 21 年度の、2 月、3 月分は、これも想定になりますけれども、1 年間継続して勤めている方で一番低い方で 40 万 3,000 円、一番高い方で 135 万 7,000 円という数字になっているようです。

○藤原委員

文化センターを指定管理にすると、そのメリットの一つとして、市の直営の場合には職員の異動があるので、なかなかいろいろなノウハウが蓄積されないんだと、そういう話でしたね。それで、これを見ると、また違った意味で問題が浮き彫りになっているのではないかと。やはり非常に待遇が悪くて、定着率が悪いと。これは事業の質を考えた面では、私は重大な問題だというふうに思うんですよ。それで、市の場合に、異動があったって、例えば前任者が出先から本庁に帰ってきたからといってですよ、現在いる人が何かわからないことがあった場合に、本庁に帰った人に、あれはどうなんだろうか、こうなんだろうかといういろいろ相談したら、それはきちんと相談に応じてくれるわけでしょう。だから、組織としては、きちんと蓄積されているんですよ。だけれども、こうも入れかわりが激しくなってくると、民間にゆだねて、経験が蓄積されるんだと、単純に私は言えないような問題になっているのではないかというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○永沢生涯学習課長

これは、外部化の目的が、この総合体育館、市民スポーツクラブの場合は、総合型地域スポーツクラブという制度がございまして、その制度の中で、市民のためのスポーツのサービスを市民の皆さんでやっていただきますように。いわゆる市民協働、市民参加というのが、大きな目的だったというふうに私は理解しております。文化センターの方は、極めて専門性の高い業務になりますから、文化センターをNPO法人が、あるいは市民団体の方が指定管理者に指定されるというケースは、極めて可能性としては低いのではないのかなというように理解しております。

○藤原委員

こういうデータが出されたのが初めてでして、引き続き研究しなければいけないというふうに思っております。

それで、参考までに、解雇が2とあるんですけども、これは何ですか。普通は、ちょっと解雇とかというのは、余りないような気がするんですけども、どういう状況だったんですか。

○永沢生涯学習課長

これは、スポーツクラブの方で正直に出していただきました。職員間のトラブルで、軽い暴力ざたになったようです。それで、一方が警察の方に被害届を出したということで明るみになって、クラブの方で調査をして解雇の手続をとったということで報告をいただいております。

○板橋委員

160、161ページの外国人による外国語指導に要する経費、あと169ページ、学校教育課関係の経費のところで、全国学力学習状況調査業務、あとは166、167ページの3の教育総務課関係経費の学校図書に関して、一応三つお願いします。

まず最初に、外国人による外国語指導ALT、今の現況をちょっとお聞かせください。

○小畑学校教育課長

ALTでございますけれども、中学校に2名、小学校に2名、それで3名はアメリカ人で1名はイギリス人でございます。

○板橋委員

新学習指導要領が発表されていますよね。それで、小学校においては、5年生、6年生、週1時間の外国語活動というふうな形で文部科学省の方から出てきていると。それで、正式な科目にずんずんやっていくのには、これで4人では、少しまだ足りないのではないかと、指導としてね。それで、これからの社会は、国際共通語というのが、英語が一番重要視されてくると。これで5年生から指導されるとなると、それに対してALTの指導の仕方もありますが、現教職員の方の指導体制をどのように今後されていくのか、その辺、今現在の進行中の考えがございましたらばお聞かせ願います。

○小畑学校教育課長

外国語活動は、教科ではございません。外国語活動ということで総合的な学習等々の時間が減りまして、それで外国語活動を入れたと、5年、6年でやるということです。それで、年間35時間ということで、前倒しで、多賀城市の場合は平成21年度からさせていただいております。そして、23年度からは完全移行ということになります。

それで、先生方のことでございますけれども、こちらの方も委託業者さんと連絡をとって、大学の先生を呼びまして、教諭方法、どのような授業を展開していったらいいだろうかとか、あるいは委託業者さんの講師を招いて勉強会等々を行っております。

○板橋委員

今現在では、ALTの増員ということは、まだ念頭には置いていないということですか。

○小畑学校教育課長

はい、現在のところは、4名でやっていこうと考えております。

○板橋委員

今、段階的に文部科学省の方で、通常の40人学級から35人学級に流動的にスライドしていこうというようなお考え、お話、来ていますよね。そうなってくると、35人学級になった場合に、学校によっては学級がふえる可能性も出てくると。そうなった場合に、ALT、小学校2人、中学校2人でしたらば、なかなか満遍なく指導していくのが厳しくなってくるのではないかとというふうなことが懸念されるものですから、多賀城では、前倒しで、21年度からALTの方を採用して子供たちに英語の指導をしていると。やはりこれからは、先ほども言ったように英語力をつけると国際的な社会人にもなれる。そうしたら、前倒し、せっかくなので、これからまた前倒しして、もう少しきめの細かい、英語を教えていくというようなことに対して、教育委員会の方としては早急にこの話をテーブルに乗せていただきたいんですけども、教育長、いかがでしょうか。

○菊地教育委員会教育長

かなり建設的なお言葉をいただいております。管内の様子を見てみると、ALT小学校、全くないというふうな町もありますし、各学校1名ずつ置いているというふうなところもあって、非常に幅広いわけですが、小学校の外国語活動について2名を入れてもらったというのは、多賀城市の方は、数ある学校の中では、まあまあ手厚い援助をもらっているかなというふうに思います。

ただ、23年度から本格実施となりますので、現在、本来はこれは学校の教師が主体的にやるというのがございますが、なかなか中学校のように、うまくなれていないというふうなことで、補助としてALTも入っているわけですが、実質本格スタートしてみて、2名より3名はいいわけでありまして、その辺については、今後、スタートしてみて、学校の校長な

どと運営の中身、実質的な推進について、今後お話し合いをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○板橋委員

強かに押し進めてください。1年も2年も先送りしていたんでは、何の効果も出てきませんので、その辺は十二分に教育長、力を入れてやっていただきたいと思います。

次に、169ページ、全国学力テスト、文部科学省では全員参加から抽出方式に変わったということで、抽出が全国で1万校ですか、約30.6%、その抽出の対象外でも1万3,800校近くの、そうしますと全体で42.5%、約半分弱なんですけど、小学校の教頭先生にお聞きしたら、東小なんですけど、ことしは抽出から漏れましたが極力自主的にやっていきたいという旨のお考えのようです。でないと、やはり子供さん方をどのように御指導したらいいか、その一つの目安として全国一律の学力テスト、行っている。それだけ現場で一生懸命考えて、子供たちのことを考えて教えていただいております。中学校は4校抽出されたんですね、ことし。小学校は1校しか入らなかったというんだけど、やはりそこで、小学校でほかの5校、自主的に、あと学力テストを行いたいと言えば、その辺も学校教育課課長、よくお話を聞いて、前向きに押し進めていただくように御指導の方をお願いしたいと思うんですが、その辺で学力テストに関して詳しく御説明していただきたいと思います。

○小畑学校教育課長

今、委員御質問のとおり抽出でございますけれども、多賀城市の場合は、中学校が全部抽出されたということ、それから小学校は1校のみだったということ。それで、すべての学校に受けてもらって、子供たちの学力向上のためにテストを行うと。テストは、その用紙自体は文部科学省からすべて参ります。そして、こちらの方の分、委託料になってございますけれども、その辺は多賀城市の方で行うということでございます。

それから、テストのことでございますけれども、A問題とB問題というものがございまして、A問題というのは知識にかかわるもの、それからB問題というのは活用にかかわるもので、知識というのは身につけておかなければならない、そういうことでございます。それから、B問題というのは、実生活の中でさまざまな場面で活用する問題と、そのような問題に分かれております。それ以外に、学力、学習状況調査でございますから、子供たちの生活状態もアンケートをとるということになっておりまして、テストの方も大切ですが、各学校の子供たちの実態、それから先生方の取り組み状態も明確にあらわれてくるものでございます。

○板橋委員

小学校は、八幡小学校ですよ。

○小畑学校教育課長

はい、八幡小学校でございます。

○板橋委員

県の教育行政でもって、県教育振興計画の中で、県教育振興審議会の方で各市町村の教育委員会に、県教育振興基本計画の中でもってどのように御指導されていくかという、多分事前に意見を求められたことがあると思いますが、それで県内4市町からしか意見が上が

ってこなかった、その中の一つに多賀城が入っていたんですね。この全体的な県教育振興基本計画というのを御説明願いたいと思います。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

これは、教育三法の改正を受けまして、実は、必ずこれは義務です。国の教育振興基本計画を作成して、これを国民に知らしめるということで、20年7月に閣議決定をされまして、国の方では教育振興基本計画というふうなことで公布されております。

それで、教育基本法の中には、各自治体におかれましては、その振興計画を立てて、向こう10年間の教育基本方針を明らかにしようということで、実は宮城県の方は、県でも今議会で一応議案として提案するというふうに聞いております。したがって、県議会終了後、各市町村の方にその冊子については配布されるのではないかとこのように思っております。

それで、多賀城市におきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただいたと思いますが、上位計画として第五次総合計画というものがあります。これと連動して、そごがないように、県の方で作成しました教育振興基本計画と第五次総合基本計画を見据えながら、22年度中に、仮称ではございますが、多賀城市教育振興基本計画を策定したいと、このように考えております。

○板橋委員

こういうことに関して、やはり十二分に前向きに検討していただいて、子供たちの教育の方に力を入れていただきたいと思います。

もう一つが、167ページの学校図書です。くしくもこれは、去年の9月、私お聞きしましたよね。その議事録を見ると、19年度末の段階での充足率と購入した後の充足率ということで御説明いただいたんですが、そのとき東豊中が92.7%から94%という答弁いただいたんですが、これは今度いただいた資料を見ますと73.1%になっているということは、それと学級数というのは、普通学級での計算ですよ。この東豊中のやつが、何でこういうふうにして数字が変わったのか。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

学校では、数年に一度、古くなった図書を廃棄をしております。それで、これは学校図書の基準冊数ということ言えば、東豊中学校は約1万冊ということになるんですが、じゃあ本の耐用年数ということになると、本によって多少ばらつきがあります。利用頻度の高いものは、本当に1年で廃棄になるものもあれば、3年、5年ということで、学校の方では何年かに1回まとめて廃棄をしているといふ状況をございます。したがって、昨年、今年度ですか、ちょっと今資料手元にありませんが、各学校とも、廃棄した学校については、その年は、やはりパーセンテージがちょっと下がる傾向にあるようでございます。東豊中学校もそのような理由でございます。

○板橋委員

それで、去年の9月の答弁の中で、充足率にまた100%近くまで満たないために、市の移動図書館車を各学校に巡回させておりますということで、中学校に行っていないというのは、やはり時間的に合わないわけですか、それとも部活動等しているからなかなかそれが対応でき得ない。小学校は行っているようですね、月2回ほど、午後から。それで、私もちょっとお聞きするまで度忘れしてたんですが、学校の図書室、市の図書館の方から派遣されている、それで現在、今全6小学校にそういうふうな形で市の図書館の方から派遣さ

れて、それで図書の貸し出しというのをやっているんですか。その辺ちょっとお聞きします。

○永沢生涯学習課長

1 点目の移動図書館車が中学校に回っていないというのは、委員おっしゃるとおり時間的な事情があって、たびたび学校の方には御提案するんですけども、学校の方から、来てもらってもなかなか使えないので、結構ですということになっています。

それから、小学校の司書ですけども、多賀城小学校には行っていません、全校ではありません。4 校なんですけれども、八幡、多賀城がまだ行っておらずで、そのほかには…、多賀城小学校を除く 5 校に行っているということでございます。

○板橋委員

それで、今月は 1 回だけだと言っていたんですね。ただ、けさ聞いたのによると、まだ八幡までは行っていませんよ、多賀城小学校と八幡小学校がまだ派遣していませんという、市の図書館の方からけさ電話で聞いたならば、そういうお答えだったんですけども、なぜあと 3 月に 1 回だけなのを、何で 3 月に 1 回だけなのかなというのが明確に教育委員会の方からお話がされていないというふうな御意見もお聞きしたんですけども、その辺ちょっと 2 点、お願いします。

○永沢生涯学習課長

大変失礼いたしました。

図書館から各小学校に行っています司書については、城南、天真、山王、東小学校の 4 校でありまして、八幡小学校と多賀城小学校には行っていません。

それから、1 回というのは、移動図書館車のことでしょうか。移動図書館車は、原則多賀城小学校を除く 5 校全部に行っております。ただし、原則的には、なるべく月 2 回、2 週間に 1 遍行くようにしているんですけども、そのときに学校の行事があって、今週はちょっと来られても困るんだというようなことがあって、行かない場合もあります。したがって、原則的には月 2 回、2 週間に 1 遍は行っているということで御理解をいただきたいと思えます。

○板橋委員

月 2 回行っているというのはわかるんです。3 月になぜ 1 回しかないのかと、それが学校の方にきちんと連絡が入っていないということでお聞きしたんです。3 月。

○永沢生涯学習課長

今ちょっとお答えしかねますので、後ほど調査をしてお答えをさせていただきたいと思っております。

○板橋委員

こういうわけで、移動図書館は小学校を基本として月 2 回巡回されているということで、留守児童学級の子供たちもわかっていて、図書を借りに大分来ておりますということで、前向きな形で取り組んでいただいていることに対しては、学校側としても感謝しているようです。ただ、図書の充足率、やはり古くなったのは廃棄していくというのはわかるんですが、それで去年お聞きしたとき、今回の年間 200 億円近くの全国で 5 カ年計画の中で、

地方交付税で財源は賄っていると。この財源は、ひもつき財源ではないというふうな形になっていますよね。それに対して、学校の耐震だのいろいろな形で、そちらの方にも費用がかかるので、図書の方にだけは回せない。やはりそのとき優先的にお願いしたいということで文部科学省の方で話しされているんですから、それはいろいろ地方交付税の使い道はあると思います。90%以上の充足率だったら何も言いません。全国平均より多賀城は数段パーセンテージは上の方ですが。やはりもう少し充足率を、学校図書を充実させていただきたいという現場の声、多分十二分にお聞きになっていると思いますよね。その辺で前向きにことし考えているのかなと思ったならば、きのうきょうの学校図書のことにに関して、委員さん方が聞いたことに対して、余り建設的な答弁がないものですから、その辺をもう少し考え直すような形はとれないんですか。

○鈴木教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

そのように御理解いただいたのであれば、私の説明のいたすところ不足だというふうに感じております。大変申しわけありません。

まず、学校図書については、私どもとしまして、できるだけ、お話のとおり 100%目指して充足させてまいりたいと、このように考えているところでございます。各学校につきましては、1人 500円ということで、先ほども言いましたけれども、大体 800人いけば 40万円とか、そういった予算はきちんと消耗品費の中に、すべての学校につけております。そのほかに、実は先ほどの 167 ページの小学校費の中で、多賀城小学校、東小学校、山王小学校にそれぞれ別枠で予算を傾斜配分させていただいております。したがって、100%を満たしていない小学校については、できるだけ 100%に近づくように、私ども取り組んでまいりたいと、このように御説明をしたつもりだったんですが、大変申しわけございませんでした。

○昌浦委員

1点だけ。文部科学省の学校基本調査から、年収 200万円以下の家庭のお子さんは 4年制大学進学率が 28.2%で、年収 1,200万円以上の家庭のお子さんは 62.8%と 2倍以上の差が開いているという調査結果が出てきているんですよ。親の責任だけで問題解決してしまえば、格差の拡大、ただ単に再生産していただけないですね。やはり公共が子供の幸せの平等化というのをこれから担っていかなければ、日本社会が持続性を失うのではないかと私なんか危惧しているんですけども、そこでなんです、これは教育長にお答えいただきたいんですけども、3月3日、私、質問した中で、先ほど藤原委員もおっしゃった七五三教育云々という言葉がありますよね。学校現場において子供の理解度、これを高めるような方策というものを、平成 22年度、まだ始まっていないんですけども、そのための予算審議でございますので、その辺あたりは教育サイドとしてはどのようにお考えなのかだけご答弁いただきたいと思います。

○菊地教育委員会教育長

子供の学力を失った学校というのは、あり得ないわけでありまして、子供に生きる力、そういうふうなものを学力の面から補強していくというのは、当然だと思います。それで、それをつける力の最も根幹なのは、やはり教師の資質の向上というふうなところにたどり着くんだらと思います。それなくしてまた、そういうものを求めるにしても、求められないというふうなことでありますので。市の教職員の資質の向上ということについては、教育委員会主催の研修会、全教職員研修会もありますが、六つほどございます。当然転任したときの、新しく多賀城市に入ってもらった教職員は、学校は多賀城市立の学校ですので、やはりこの多賀城の子供たちを育成していくというふうな観点からの出だしの研修がでございます。そしてあと、論文とか、もちろん学校では校内研修という、自分たちの学校

の研修テーマを設けまして、いかにしたら子供たちの資質の向上が図れるかと、学力向上が図れるかというふうな校内研修、これの発表会を持ってあります。それから、もう一つは、教職員の論文を、これはよその、県内でもちょっと珍しいんですが、教職員の論文の募集をやりまして、これを県教委と連携をしまして、これは2月ごろにやります。これは全教職員です。その発表の機会を設けてあります。多様な教科、その他の領域関係の発表もあります。それからあと、8月の夏については、これは全教職員の研修会を持ってやっております。これは、教育委員会主催の、いわゆる資質の向上というふうな研修です。それから、市の方から補助をもらっておりますが、教職員の教科別の研修というふうなことです。全体的な研修のほかに、教科別の研修ということも行っておりますし、そのほかに、校内研修のほかに、学力向上サポートプログラムの事業とか、これも県教委と連携してあります。

いずれにしましても、子供の教育のレベルアップの根幹は教職員にあるということです。またあと、それは教職員のみならず、家庭の理解を含めながらということになりますが、そういうことで資質の向上を図っているというふうなところであります。以上です。

○昌浦委員

わかりました。やはり中学校3年卒業のときに、人によっては自分の進路というものをいろいろ考えて、それぞれの進路に向かっていくんでしょけれども、やはり義務教育で学んだことがしっかり身につけていることが、その人の自信につながると思うんです、どの道に行こうともですよ。あるいは自分で人生を切り開いていく自信にもつながると私は思うものですから、今このように質問させていただきました。どうか平成22年、きっちり先生方の資質向上に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○藤原委員

一つは、全国学力テストの件なんですけれども、先ほど巻原委員も質問していたんですが、なぜ我々が批判的なのかということも、ちょっと言っておきたいと思うんです。

一つは、実は全国学力テストというのは、今回が初めてではないんですよ。1960年代に全国学力テストがやられて、競争があおられて、結局これは弊害が大きいということでやめたんだよね。今回はどうだったかということ、たしか新宿のどこかの学校じゃなかったかと思うんだけど、全国学力テストでいい点数をとるために先生方が事前に中身を教えて、そうやってテストをやったと、そういうふうなことまでやられていたんですよ。だから、そういうことが、果たして本当に子供たちの学力の形成につながるのかどうかという、これは根本的な疑問があるんです、私どもは。これは、いろいろな学者さん方も批判しているところですよ。

それから、もう一つ、私たちは、テスト自体は一般的には必要なことだと思っているんですよ、先生が子供たちを前にして授業をする、先生の意図をどれぐらい子供たちが理解していたのか、やはり見なければいけない。そして、その結果をつかんだ上で、先生の側が指導を改善すべきところは指導すると。そういうフィードバックで、先生と子供のフィードバック作用で、指導の中身がどんどん向上していくわけですよ。だけれども、全国学力テストは、そういうサイクルにはなっていないと。今度は4月20日に一斉にやられるようなんですけれども、その結果が出るのは秋でしょう、何月何日かわからないんですけども、いつ出るんですか、その結果が。

○小畑学校教育課長

今のところ夏過ぎだと私は認識しておりますけれども、申しわけございません。

○藤原委員

夏過ぎというと2学期という意味ですか。

○小畑学校教育課長

そうですね、そのころだと。申しわけございません、確認をいたしますから。申しわけございません。

○藤原委員

私も、何月何日までは、いつもこればかり考えているわけではないので、そこまではわからないけれども、秋なんですよ、結果が出るのが。だから、先生が教えたことがどれだけ子供たちが把握したかなんて、半年も後でようやく結果が来てですよ、本当に指導に生かせるのかと、こういう問題もあるわけです。だから、この全国学力テストをやるのが本当に学力の向上につながるかどうかということも、非常に大きな疑問があります。その点で、民主党政権は、全員の調査から抽出にしたんですね、これは一歩前進だと思っているんですけども、まだまだ冗談でないですよ。だから、私は、そんなに一生懸命やるようなものではないと、この全国学力テストは。民主党が改善した方向が、もっと進められなければならないと私は思っているんですけども、教育の原理的な立場に立って、そういうふうな考え方はできないのでしょうか。

○小畑学校教育課長

委員のおっしゃることは、なるほどと思うことがたくさんございます。

ただ、そういうような機会を与えられたということ、ぜひ学校現場で生かしていければなと思っております。確かに、テスト前に類似問題をやれば点数は上がるはずですよ。それで、宮城県の3件、4件で、たしか3件だと思えますけれども、テストをやった問題も、私の記憶の中では、等高線のテストが毎年出ました。それを勉強していれば、これが何かなとわかるわけですよ。確かに、それで自分の生活の中で知識として、あるいは知恵として使っていく分にはいいと思うんですけども、そのような資料が出て、数字が出て、そして活用できる部分があるならば活用していきたいということでございます。

それ以外に、もう一つ、先ほども申しましたけれども、学力状況調査でございますので、子供たちの生活実態がわかるわけでございます。そして、先生方がいかに取り組んでいるかというようなこともわかるわけでございます。新聞報道では、何点何点ということしか出ませんが、実際の状況調査をしているわけですので、それなどはすごく学校現場で生徒指導上、活用できるものでございますので、そういうことも御理解いただければと思います。

○藤原委員

問題はいろいろあるけれども、とにかくやっていきたいということだね。意見があるけれども、このぐらいにしておきます。

それから、図書館車ですけども、これはどういうふうな状況になっていますか。どういうふうな状況というのは、かつて佐藤恵子委員が、エンジンをとめるとパソコンも使えない状態だとか、ディーゼル車で排気ガスがいっぱい出ているだとか、18年ぐらい使っているんだよね。それで、その買いかえが必要な時期ではないかということをやっと提起していたんですけども、それがどうなっているのかということですが。

○伊藤市長公室長

現在、宝くじ助成の方に応募していきまして、その結果が出るのが新年度前半ころかなというところで、今現在考えてございます。

○伏谷委員長

先ほどの板橋委員への答弁を生涯学習課長から求めます。

○永沢生涯学習課長

先ほどの八幡小学校の3月の移動図書館車の件でございますけれども、今、図書館の方に確認をいたしましたけれども、3月5日は既に行っております。それで、3月19日に、これはまだ予定ですが、3月19日に巡回する予定となっているということでございます。

○伏谷委員長

よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

これで、第10款から第14款までの質疑を終了いたします。

以上で一般会計の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第18号 平成22年度多賀城市一般会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○伏谷委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案どおり可決するものと決しました。

ここでお昼の休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

○伏谷委員長

では、おそろいでございますので、再開いたします。

● 議案第19号 平成22年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

○伏谷委員長

次に、議案第 19 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○伏谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、私の方から説明させていただきます。

初めに、資料 9 の 45 ページをお願いいたします。資料 9、議案関係資料、平成 22 年度予算関係の 45 ページでございます。

平成 22 年度国民健康保険特別会計予算策定資料に基づきまして予算編成の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、医療費の推計ですけれども、基本的には前 3 力年、19 年度から 21 年度までの実績から算出しております。

なお、積算の詳細につきましては、各表の下に※で記載したとおりの内容となっております。また、この資料の読み上げにおきましては、款項目、それから財源内訳を省略させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではまず、1 の一般被保険者医療費の推計、(1) 歳出の初めに若人ですけれども、表の A、22 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が 1 万 396 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額が、入院が 7 万 5,042 円、入院外が 6 万 4,236 円、歯科が 1 万 6,320 円、合計で 15 万 5,598 円、診療費総額が 16 億 1,759 万 7,000 円でございます。

次に、前期高齢者ですけれども、これも 22 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が 4,663 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額の計欄ですけれども、35 万 289 円、診療費総額が 16 億 3,339 万 8,000 円でございます。

次の表が、平成 22 年度推計でございます。若人に、ただいまの前期高齢者を加えたものでございまして、表の左側から順に合計の欄で申し上げます。診療費総額が 32 億 5,099 万 5,000 円でございます。調剤等支給額は 8 億 7,172 万 1,000 円で、これは診療費総額に調剤等支給割合を乗じたものでございます。療養の給付費支給額は 41 億 2,271 万 6,000 円で、これにつきましても調剤等支給額を加えた内容となっております。次の公費負担額はございませんので、同じ額が医療費ということになります。療養費は 7,693 万円で、これは医療費に療養費割合を乗じたものでございます。保険者負担額は 33 億 9,201 万 2,000 円で、これは医療費と療養費の計に保険者負担率を乗じたもので、これが一般被保険者に係る保険給付費でございます。

次に、46 ページをお願いいたします。

(2) 歳出、保険者負担額の内訳でございますけれども、一般被保険者療養給付費は、E 欄の療養給付費支給額に実績給付率を乗じたものでございまして、30 億 1,337 万 6,000 円でございます。療養費は、H 欄の療養費に実績給付率を乗じたもので、5,623 万円でございます。高額療養費は、療養給付費支給額と療養費を加えた金額に実績給付率を乗じたもので 3 億 2,240 万 7,000 円でございます。次の高額介護合算療養費は、平成 21 年度か

ら新しく始まったものでございますけれども、21年度の実績を勘案しまして250万円を計上させていただいております。次の移送費は科目設定でございます。

次に、(3)療養給付費負担金、一般被保険者に係る歳入でございます。算出式を申し上げますと、保険給付費総額から保険基盤安定繰入金の2分の1、それと前期高齢者交付金及び療養給付費等交付金に係る前期高齢者交付金相当額を差し引いた金額にそれぞれの割合を掛けたものでございまして、1の国庫負担分が100分の34で6億6,665万3,000円、2の国庫補助分が100分の7で1億3,725万2,000円、3の県補助分が100分の6で1億1,764万5,000円でございます。

次、47ページでございます。

次に、2、退職被保険者等医療費の推計、(1)若人分ですけれども、算定の基本的な考え方につきましては、一般被保険者と同じでございます。表の22年度の欄で申し上げます。被保険者の年平均が495人、被保険者1人当たりの診療費用額計が30万941円、診療費総額が1億4,896万6,000円でございます。

次の表の前期高齢者分については、一般被保険者の方に移動しておりますので、数値等の記入はございません。

一番下の欄の平成22年度推計でございますけれども、推計の計算方法は、先ほどの一般被保険者と同様となっております。表の右端になりますけれども、保険者負担額につきましては1億6,396万7,000円でございます。

48ページをお願いいたします。

次に、(2)歳出、保険者負担額の内訳でございます。これも、先ほどの一般被保険者と同じく、それぞれの金額に実績給付率を乗じたものでございまして、退職被保険者等療養給付費が1億4,631万2,000円、療養費が210万3,000円、高額療養費が1,555万4,000円、高額介護合算療養費が50万円、移送費は科目設定でございます。

次の(3)歳入の算出、療養給付費交付金ですけれども、これは退職被保険者等に係る歳入でございます。算出式はこちらにありますけれども、退職分の歳出予算額から退職分の歳入予算額を差し引いて、それに退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額、それから前期高齢者交付金相当額を加えたものでございまして、過年度分の科目設定1,000円プラスしまして、1億3,088万4,000円でございます。

次の3、後期高齢者支援金の算出でございますけれども、これ以降につきましては、いずれも算出式を別記したものでございまして、大枠の概要にとどまらせていただきたいと思います。

それでは、3の後期高齢者支援金の算出でございますけれども、(1)後期高齢者支援金と(2)病床転換支援金の双方を加えた金額が(3)になりますけれども、5億3,907万円でございます。(4)と(5)の後期高齢者支援金、病床転換支援金の事務費拠出金の合計が(6)になりますけれども、9万2,000円でございます。(7)につきましては、後期高齢者支援金の負担金で、①が100分の34で1億7,945万8,000円、②が100分の7で3,694万7,000円、③が100分の6で3,166万9,000円でございます。

次に、49ページにまいりまして、4、前期高齢者納付金の算出でございます。

(1)前期高齢者納付金が106万3,000円で(2)の事務費拠出金が7万8,000円でございます。(3)は前期高齢者交付金で13億814万円でございます。

次に、5、老人保健拠出金の算出ですけれども、(1) 医療費拠出金は 2,443 万 2,000 円、(2) 事務費拠出金は 4 万 1,000 円でございます。(3) の老人保健医療費拠出金負担金は、それぞれの負担割合を乗じまして、1 が 657 万 4,000 円、2 が 135 万 3,000 円、3 が 116 万円でございます。

なお、この老人保健拠出金及び負担金につきましては、老人保健事業の精算に関連したものでございます。

次に、6、介護納付金の算出でございます。(1) 介護納付金は、2 億 6,934 万円でございます。

次のページをお願いいたします。

(2) 介護納付金負担金は、それぞれの負担割合を乗じまして、1 が 9,157 万 5,000 円、2 が 1,885 万 3,000 円、3 が 1,616 万円でございます。

次に、7、高額医療費共同事業拠出金の算出でございますけれども、(1) の拠出金は、実績等に基づいて国保連合会から示された金額でございます。1 億 901 万 2,000 円でございます。(2) は高額医療費共同事業に対する負担制度でございます。国・県それぞれ医療費拠出金の 4 分の 1 ということで、2,725 万 3,000 円でございます。

次に、8、保険財政共同安定化事業拠出金の算出でございますけれども、この金額も国保連合会の方から示された金額でございます。5 億 23 万 4,000 円でございます。

以上で策定資料の方の説明を終わらせていただきます。

次に、予算書について御説明申し上げます。

資料 8 の 17 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 3,769 万 6,000 円は、国保事務に要する経費でございます。主なものといたしまして、11 節の需用費は保険証などの印刷、12 節役務費は、その保険証の郵送等に係る経常経費でございます。13 節委託料は、電算業務委託料として国保連合会関係分と本市の国民健康保険新システムの構築業務に係るもの、それからレセプト点検業務の委託料でございます。

2 目団体負担金 538 万 7,000 円は、国保連合会の運営の一般負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費で 4,263 万 3,000 円でございます。まず、1、賦課に要する経費で 372 万 2,000 円は、国保税の納付書の印刷とか郵送に係る経常経費でございます。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

2、徴収に要する経費は 3,891 万 1,000 円計上しておりますが、ほぼ前年度同様の経常経費でございます。

○大森国保年金課長

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目運営協議会費で 35 万 7,000 円でございますけれども、経常経費でございます、4 回の会議の開催を予定しております。

次の 23 ページをお願いいたします。

4 項 1 目趣旨普及費 63 万円は、窓口業務、それから保険証の更新時等の配布するパンフレット等に係る経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から 4 目退職被保険者等療養費までにつきましては、先ほどの資料で御説明申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。5 目審査支払手数料 1,065 万円でございますけれども、国保団体連合会に対するレセプト審査支払事務委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費から 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費までにつきましては、先ほどの資料で御説明申し上げたとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目一般被保険者移送費と 2 目退職被保険者等移送費につきましても、先ほどの資料のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金 4,032 万円につきましては、1 件当たり 42 万円で 96 件分を計上しております。なお、平成 21 年 10 月から出産に係る費用を支払機関を経過して支払う制度に移行してございます。

次に、2 目支払手数料 2 万 1,000 円でございますけれども、96 件分の支払手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費 540 万円でございますけれども、1 件当たり 5 万円で 108 件分の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等、2 目後期高齢者関係事務費拠出金、それから次のページにまいりまして前期高齢者納付金等、2 目前期高齢者関係事務費拠出金、それから次のページにまいりまして、5 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金、2 目老人保健事務費拠出金、それから次のページにまいりまして、6 款 1 項 1 目介護納付金、それから次の 43 ページにまいりまして、7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金、それから 2 目保険財政共同安定化事業拠出金までですけれども、この 3 款から 7 款までにつきましては、先ほどの資料で御説明申し上げたとおりでございますので、省略させていただきたいと思っております。

次に、45 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目保健衛生普及費で 2,133 万円でございます。1、保健衛生普及に要する経費で 1,737 万円は、19 節負担金補助及び交付金が主なものでございます。このうち、検診の負担金につきましては、国保加入者の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診など 9

種類の検診の負担金で、延べ 7,840 人の自己負担分の助成を見込んだものでございます。それから、脳検診補助金につきましては、平成 21 年度から開始しておりますけれども、40 歳から 5 歳刻みで 70 歳の方までを対象にいたしまして 1 人当たり 1 万円を補助するものでございまして、500 人分、500 万円を見込んでございます。

次に、2、医療費通知に要する経費につきましては、396 万円でございますけれども、年 6 回医療費の通知を行うための経常経費でございます。

○紺野健康課長

2 目特定健診事業費で 2,147 万 3,000 円の計上でございますが、これは 20 年度から始まりまして、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した健診事業費でございます。主なものは、13 節委託料の 2,109 万 9,000 円で、国保連合会への特定健診等データ処理委託料 103 万 1,000 円と塩釜医師会への特定健診委託料 2,006 万 8,000 円で 4,451 人分の受診者数を見込んでおります。

次に、3 目特定保健指導事業費は、858 万 1,000 円の計上でございます。これは、特定健診の結果に基づきまして、対象者の階層化を行い、積極的な支援、あるいは動機づけ支援等の保健指導を実施するための費用でございます。主なものは、1 節報酬の 270 万 8,000 円で、これは指導に従事する保健師、栄養士などの非常勤職員 3 人分と、それから 13 節委託料で 513 万円でございますが、積極的支援 70 人分と動機づけ支援 155 人分の個別指導と評価のための採血費用を見込んでおります。

○大森国保年金課長

次の 47 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目基金積立金 47 万 1,000 円でございますけれども、財政調整基金の積み立て利子でございます。

次の 49 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目利子 12 万 4,000 円でございますけれども、一時借入金が生じた場合の利子でございます。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

次の 51 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 690 万円は、前年度より 230 万円増額して計上しております。これは、平成 20 年度の実績及び 21 年度の執行状況に基づくものでございます。2 目退職被保険者等保険税還付金 50 万円は、前年度同額で計上しております。3 目一般被保険者還付加算金、4 目退職被保険者等保険税還付加算金につきましては、いずれも科目設定でございます。

○大森国保年金課長

次に、5 目償還金で 2,770 万 4,000 円につきましては、過年度の財政調整交付金等の返還金でございます。これは、平成 18 年度から 20 年度までの調整交付金の返還金でございますけれども、会計検査での指摘等ございまして、返還するものでございます。この内容につきまして御説明させていただきますけれども、全部で 4 件該当ございまして、18 年が 1 件、19 年が 2 件、20 年度分の調整交付金が 1 件ということで、4 件の該当がございます。会計検査での指摘が 3 件、それから積算の錯誤によるものが 1 件でございます。この会計

検査の指摘分につきましては、平成 18 年 10 月からの保険財政共同安定化事業というのが始まっておりますけれども、その調整交付金の算定の際に保険財政共同安定化事業の基準拠出対象額の 2 分の 1 相当額を控除するという、調整交付金の計算上のものがあるんですけれども、その金額の積算の際に、安定化事業の交付金の 2 分の 1 のことを示していたわけなんですけれども、誤って事業拠出金の 2 分の 1 の方を控除してしまったということで、数字の違いがありまして、その分を返還するというものでございます。この件につきましては、県の方が、ちょっと誤解した内容で県内の各市町村に指導してしまったということで、会計検査の指摘を受けまして、県内のほとんどの市町村で、金額の違いはありますけれども、返還が生じているという内容でございます。

次の 53 ページをお願いいたします。

11 款 2 項 1 目一般会計繰出金につきましては、科目設定でございます。

次の 55 ページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目予備費は 747 万 4,000 円を計上させていただいております。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、同じ資料の 5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税につきましては、12 億 9,883 万 4,000 円でございます。節ごとに申し上げますと 1 節医療給付費分現年課税分が 8 億 9,879 万 5,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 2 億 2,736 万 7,000 円、3 節介護納付金分現年課税分が 8,432 万 6,000 円でございます。収納率につきましては 91%を見込んだものでございます。4 節医療給付費分の滞納繰越分 7,296 万 1,000 円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分 843 万 3,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分で 695 万 2,000 円につきましては、収納率を 15%に見込んだものでございます。

次に、2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、6,549 万円でございます。節ごとに申し上げますと 1 節医療給付費分現年課税分が 4,281 万 3,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 1,063 万 3,000 円、3 節介護納付金分現年課税分が 985 万 1,000 円でございます。収納率につきましては 98%に見込んだものでございます。4 節医療給付費分滞納繰越分 178 万 2,000 円、5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分 12 万 3,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分 28 万 8,000 円につきましては、収納率を 20%に見込んだものでございます。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

2 款 1 項 1 目督促手数料 100 万円につきましては、前年度同額で計上しております。

○大森国保年金課長

次の 7 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 9 億 4,426 万 1,000 円でございますけれども、1 節の現年度分が 9 億 4,426 万円でございます。なお、詳細につきましては、先ほどの積算資料の方で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。2 節過年度分につきましては、科目設定でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金も、先ほどの資料のとおりでございます。

○紺野健康課長

3 目特定健診負担金で 529 万 9,000 円の計上でございます。特定健康診査の受診見込者、先ほど歳出の方で御説明申し上げました 4,451 人分に係る国庫負担金でございますが、政令で定める国の負担基準額に、40 歳から 74 歳までの特定健診の受診見込者数 2,021 人と 65 歳から 74 歳までの生活機能評価と特定健診をあわせて受診する見込者数 2,430 人を、それぞれ政令で定める単価に乗じて算出したしております。負担割合は 3 分の 1 でございます。前年度比で 166 万 7,000 円ほどの増額となっておりますが、これは国の負担基準額が上がったことによるものでございます。

4 目特定保健指導負担金で 70 万 7,000 円の計上でございます。これは、特定保健指導事業の指導見込者 225 人に係る国庫負担金でございますが、動機づけ支援 155 人分、それと積極的支援 70 人分の負担基準額にそれぞれの指導見込者数を乗じて算出したものでございます。負担割合は 3 分の 1 でございます。なお、前年度比で 10 万 5,000 円の減額となっておりますが、こちらは動機づけ支援に係る国の負担基準が下がったことによるものでございます。

○大森国保年金課長

次に、2 項 1 目財政調整交付金で 2 億 4,940 万 5,000 円でございます。2 節の普通調整交付金が 1 億 9,440 万 5,000 円ですけれども、これは先ほど資料で御説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

2 節特別調整交付金で 5,500 万円でございます。これは、その他特別の財政事情に該当するものとして計上しているものでございます。平成 21 年度については、科目設定ということで、先日の補正予算で計上したものでございますけれども、本年度も引き続き申請を行っていくということで、当初から計上したものでございます。

2 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金 265 万 1,000 円でございますけれども、これは国民健康保険の保険者に対して、国から国保連合会を通して市町村に交付されるものでございまして、平成 21 年度、平成 22 年度の 2 カ年に交付されるものでございます。

次に、3 目出産育児一時金補助金で 192 万円でございますけれども、これは 21 年 10 月から 4 万円増額になった 96 件分の補助金でございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金につきましては、1 億 3,088 万 4,000 円で 1 節の現年度分が 1 億 3,088 万 3,000 円で、こちらにつきましても、先ほどの資料で御説明したとおりでございます。2 節過年度分につきましては、科目設定でございます。

次の 5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、それから次の 6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金につきましても、先ほどの資料のとおりでございます。

次の 11 ページをお願いいたします。

○紺野健康課長

6 款 1 項 2 目特定健診負担金で 529 万 9,000 円の計上でございます。これは、特定健診事業の県負担金でございますが、先ほど御説明申し上げました国庫負担金の算出に同じく、負担割合も 3 分 1 でございます。

3目特定保健指導負担金で70万7,000円の計上でございます。これは、特定保健指導事業の県負担金でございますが、こちらも国庫負担金の算出に同じく、負担割合も3分の1となっております。

○大森国保年金課長

次に、2項1目財政調整交付金で1億8,763万4,000円でございますけれども、これも先ほどの資料で御説明したとおりでございます。なお、説明欄の下の2号交付金2,100万円につきましては、レセプト点検、あるいは経営状況の健全なものということで交付されている交付金でございます。

次の2目乳幼児医療費補助金193万2,000円につきましては、県の事業運営強化補助金で、当該事業の見込額の2分の1でございます。

次の7款1項1目1節共同事業交付金で1億1,327万円、2目1節保険財政共同安定化事業交付金5億2,195万6,000円は、高額医療等に関する国保連合会からの交付金でございます。この交付金につきましては、これまで21年度まで当初予算では歳出の拠出金と同額を見ていたものでございますけれども、平成18年度以降の収納状況を見ますと、交付金が拠出金の金額を上回っておりますので、今回は平成21年度の状態等を考慮しまして、この金額を見込んだものでございます。

次に、8款1項1目利子及び配当金につきましては、47万1,000円でございますけれども、財政調整基金の利子でございます。

13ページをお願いいたします。

9款1項1目基金繰入金ですけれども、財政調整基金繰入金で1,500万円でございますけれども、財源調整のための財政調整基金からの繰り入れでございます。なお、今回の基金繰り入れに伴いまして、基金残高の全額を繰り入れるというものでございます。

次に、2項1目一般会計繰入金で3億2,702万8,000円でございます。1節保険基盤安定繰入金1億9,764万2,000円は、保険税軽減分と保険者支援分に係るものでございます。2節職員給与費等繰入金8,618万1,000円につきましては、歳出の1款事務経費に充てるものでございます。こちらは、21年度と比較しまして金額が大きくなっておりますけれども、主な増分としましては、歳出の賦課徴収費に充当していた県の2号交付金分が充当できなくなったために、その分を繰入金で充当しているというものでございます。3節出産育児一時金繰入金2,560万円は、歳出2款の出産育児一時金の3分の2でございます。96件分のうち38万円に係る分の3分の2と4万円増額になった分のうちの2万円分の3分の2ということでございます。次の4節財政安定化支援事業繰入金1,567万3,000円につきましては、前年度と同額を見込んでおります。5節その他一般会計繰入金193万2,000円につきましては、県の乳幼児医療費助成事業運営強化補助金と同額を見込んだものでございます。

次に、10款1項1目療養給付費交付金繰越金と2目その他の繰越金につきましては、科目設定でございます。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

11款1項1目一般被保険者延滞金100万円につきましては、前年度同額で計上しております。2目退職被保険者等延滞金は科目設定でございます。

○大森国保年金課長

次の2項1目市預金利子につきましても、科目設定でございます。

3項1目一般被保険者第三者納付金 200万円は、前年度と同額で計上してございます。

次のページをお願いいたします。

2目退職被保険者等第三者納付金 50万円、3目一般被保険者返納金 10万円、4目退職被保険者等返納金 1,000円につきましても、いずれも前年度と同額の計上をしております。

5目雑入 1,000円につきましても、科目設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○相澤委員

10ページの介護従事者処遇改善臨時特例交付金という項目がございますが、これは介護に従事している職員に給付されるものなんでしょうか。

○大森国保年金課長

ただいまの介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますけれども、これは各保険者の方に交付されるものでございまして、国の方で国保連合会を通じて市町村の国保の保険者の方に配分しておるわけでございますけれども、介護従事者の処遇が改善されることによって介護費用が上がり、介護費用が上がることによって、要は国保の介護分が上がるのを抑えるための交付金ということになります。

○相澤委員

職員に対する改善ではないんですね、働いている方に対する。

○大森国保年金課長

職員に対する直接のものではなくて、保険者に対するものということでございます。

○相澤委員

くどいようですが、じゃあ職員のメリットはないんですね。

○鈴木介護福祉課長

今回の介護報酬が3%上がっているんですが、それによりまして、被保険者の保険料についても影響があります。その分を補てんするための交付金なんです。ですから、結果的には、介護従事者の処遇の改善にもなるということでございます。

○相澤委員

どれくらい改善されたかというような実態は、つかんでいきますか。

○鈴木介護福祉課長

介護保険の方からお答えしてよろしいでしょうか。介護保険の報酬から見ますと、全体で大體介護報酬としては、前年度と今年度で利用者の方の数が違うんですけれども、そういったものも換算しても、なおかつ平均で4%ぐらいは上がっているように見えます。それで、今回の報酬の引き上げについては、どちらかというと重度の方とか、それから認知症とか、そういうケアするのに大変なところについては、報酬が上がっていますし、あと事業所別にも、例えば介護福祉士とか、そういった有資格者の方が多いところとか、それから経験者が多いところとか、そういうところについては事業所別に加算されているんです。それで、結果的には施設サービスとか、それから地域密着型サービスなどは、比較的5%以上は上がっているのではないかと思います。以上です。

○相澤委員

それ以外に、職員の給料等で改善された項目というのはあるのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長

今回のこの3%の介護報酬のほかに、国の方の交付金をもとに県が介護職員処遇改善基金というのを設置してまして、そこから1人当たり月1万5,000円ぐらいに値する補助金を各事業所の方に出しています。それで、その交付対象となる事業所は、補助金以上の賃金改善をしなければならないということになっております。

○相澤委員

その実績は、少しは出ているのでしょうか、これからなんなのでしょうか。

○伏谷委員長

相澤委員、国保の話なので、介護の方は……（「失礼しました。介護のときに聞きます」の声あり）そういうことでございますので、よろしくお願ひします。

○藤原委員

一つは、国保の財調1,500万円使って、ゼロになるという説明だったような気がしますが、そうであっても、平成22年度は何とかやれる予算であるというふうに理解しているのかどうかということが、まず第1点です。

○大森国保年金課長

先ほど御説明申し上げましたとおり、財政調整基金、残り1,500万円ですけれども、今回全額を繰り入れているというものでございます。それで、22年度何とかやれるのかということでございますけれども、確かに非常に厳しい状況にはなっております。それで、今回の予算編成に当たりましては、例えば歳入の方と歳出の方とちょっと何件か御紹介させていただきましても、歳入の方で特別調整交付金、従来は年度途中の補正等で見込んでいたものを、当初予算から見込んでいるということがございます。あと、共同事業の交付金につきましても、例年は年度終わりごろにその差額分を補正する等の措置を講じていたわけですけれども、それも当初から見込んでいるというものがございます。

あと、今回の老人保健から後期高齢者制度に変わった関係で、歳出の方で見ていただくとわかるんですけれども、老人保健の拠出金が21年度と比較しまして8,292万1,000円ほど減になってございます。それから、後期高齢者支援金につきましても、1億2,359万円ほど減で見込んでございます。その辺の制度改正の関係、これは平成20年度の精算分も見込んでということになりますけれども、その辺を見込んで、22年度につきましても、国保の方の運営をしていきたいというふうに考えてございます。

○藤原委員

現状でも、国保の重さは大変なものですから、何とか現行の税率で頑張っていたきたいということをお願いしておきます。

それから、生活に困窮して医療を必要とする場合に、滞納世帯に短期証を交付するようという事務連絡が厚生労働省から入っているというふうに聞いているんですが、どのようなものでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

今、委員おっしゃった件については、まだ確認しておりません。

○藤原委員

09年の1月21日付の厚生労働省の連絡だということから、多分来ていると思うんです。それで、これは滞納世帯に厳しいといいますか、取り立てというか、そのぐらいの対応をしていますよね、滞納者に。そういう場合であっても、生活困窮者に対しては、短期証を交付しなさいという通知が、去年の1月21日にされていると聞いているんですよ。それはまだ見ていないんですね。でなければ、ちょっと探して、その通達を紹介してほしいんですが。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

申しわけありません。直ちに探します。

○藤原委員

去年の5月29日に、失業によって国保に加入してきた場合に、その人の国保料を減免した場合に、その減免分について国が財政支援を行うという通知が、去年の5月29日に入っているというんですが、これをつかって減免を行った例というのは、多賀城の場合どうでしょうか。

○大森国保年金課長

国保料の減免につきましては、現行の減免の制度がございますので、それに該当する方については、減免をした経過がございます。

○藤原委員

多賀城の場合、昔水害のときに減免要綱をつくったんですよ。条例に基づいて減免要綱をつくって、被害がどの程度の場合に幾らにするとかというのはあるんですよ。それから、前年の所得に対して、ことしの所得が半分以下になった場合に減免しますとかというような要綱は持っているわけです。それとまた別個にですよ、去年の5月29日に厚生労働省が、失業によって国保に加入してきた場合、その人に減免したら国が財政支援を行うという通知が来ているんです。だから、せっかく政府がこういうことをやったのだったら、財政措置があるというんだから、それは使った方がいいのではないかと私は思うんですけれども、それについては、そういうのが来ているという認識はないんですか

○大森国保年金課長

その通知が来ているのは存じております。それで、失業による減免を行った場合に、国の方の財政補てんがあるということも承知してございます。それで、その内容なんですけれども、ちょっと今手元にその資料がないのであれなんですけれども、とにかくその減免の割合とかが、減免者数ですけれども、被保険者数の何%以上とかという規定がございまし

て、要は大量に失業等で国保なら国保に加入してきたような場合に、国の方で財政補てん措置をするというような、そのような内容だったと承知しておりますので、現行の減免の取り扱いで減免したという件数は何件かございますけれども、たしかその基準にちょっと満たないので、国の方の財政補てんまでには達しないなというふうには認識してございました。

○藤原委員

そうすると、保険者の何%という枠まで達していないので、財政的な措置は受けられる状態にはなっていないということですね。じゃあそれも、その通知について後で資料ください。

それから、2010年度は、非自発的失業者について、要するに首になったり倒産したり、非自発的失業者について、失業時からその翌年度末までの間、国保税の算定基礎となる前年の給与所得を掛ける30%で計算するという措置になったと。だから、例えば去年の12月まで働いていたと、それで12月31日で首になってしまったと。普通の場合は、去年の所得に対して、ことし国保税が払われるんだけど、22年度分については、去年の所得の30%というふうに所得を見なして課税するという制度にするんだということになったようなんですけれども、その情報は入っておりますか。

○大森国保年金課長

今現在で、国の方からその概要の事務連絡等のようなものは入っております。ただ、正式な通知は、国の情報によりますと3月中旬から下旬になる見込みだということでございます。2010年からそのようになるという見込みなんですけれども、国保税の減免ということになりますので、市の方の条例改正等も必要になりますので、現時点では、まだなっていないということで、その国の方の通知等を受けまして、条例改正を経てそのような形で進めていきたいというふうに思っております。

○藤原委員

それから、もう一つ、08年12月に救済法というのが成立しまして、国保税の滞納世帯であっても中学生以下には無条件で短期証を交付することになりましたね。多賀城でも、ちょうどその時期に、子供には渡すというような措置をとったんですが、今度は高校生以下については、高校生以下までに拡大されたというふうに報道されていますけれども、その認識についてはいかがですか。

○大森国保年金課長

今の高校生まで拡大するという点についても、国の方から通知等が入っております。それで、22年度からということではなくて、たしか22年7月からということになったというふうに記憶しております。

○藤原委員

中学生以下は、だから今は短期証、中学生以下で保険証を渡していない人はいないんだよね。高校生では何人いるかというのは、データあります。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

中学生以下は全員交付しております。高校生については、確認できておりません。

○根本委員

32 ページの出産育児一時金関係でございますけれども、これは平成 20 年度の補正で昨年の 10 月から支給されていると、こういう状況でございますね。それで、23 年 3 月までですか、一応今の段階で決まっているのは。

○大森国保年金課長

その 4 万円アップについては、今、委員お話のとおり 23 年 3 月までということでございます。

○根本委員

その後の見通しについて、厚生労働省から何らかの通知がございますか。

○大森国保年金課長

現時点では、特に通知等は入ってございません。

○根本委員

恐らく、これから厚生労働省で検討するかとは思いますが、この期間の人だけ 42 万円いただいて、また 38 万円に戻るというのは、これほど不公平なことはいないですね。ですから、こういうことについては、しっかりと担当者のレベルで、いろいろな会合のときに県に、あるいは国に対して物を申して、継続してやっていけるような制度になるよう、ぜひとも申し入れをしていただきと思いますが、どうでしょう。

○大森国保年金課長

23 年 3 月までということ期限が区切られておりますので、引き続き、国の方で検討して 4 月以降やっていくというふうな内容になっておりますので、マイナスとかになることのないよう、県の方等につきまして働きかけることは、機会あるごとにやっていきたいと思っております。

○根本委員

次に、46 ページの脳健診の補助金、昨年に引き続き、ことしも 500 人を対象に 5 年刻みの該当者に通知を出すと、こういうことでございますけれども、22 年度も今までどおりの領収書を持参してきた方にやるという方式なのか、それとも受領委任払いで、医療機関にて既に 1 万円引かれて、やれるような体制を組んでいるのか、その辺説明なかったんですけども、いかがでしょう。

○大森国保年金課長

ちょっと説明が漏れてしまいましたけれども、21 年度は、今お話のあったとおり、1 回支払った後で申請書を出していただいて 1 万円を支払うという形にしておりました。それで、22 年度につきましては、今医療機関等のことは事務的に進めておりますけれども、受診券という形で、受診する方がその 1 万円の受診券を持って行って、その差額分を支払う形で受診できるような形にしたいと思っております。

ただ、医療機関によっては、受診の実績、ことしの実績を見ますと非常に少ないところもございまして、償還払いでも可能な形は、ちょっと残しておきたいなと思っております。

○根本委員

利用者の利便性の向上にはつながると思いますので、そういうことはやはりきちんと説明のときに入れた方が、わかりやすくいいかなと思いますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

それから、先ほど国保の財政のお話がありました。それで、財調をすべて 1,500 万円取り崩して入れるということで、ということは財調ゼロですよ。非常に私も心配なわけでございます。というのも、前回の国保改正のときに、改正をした後、いろいろな病気、あるいはインフルエンザ等発生したり、予測のつかない事態に陥ることも当然ございますから、そういう意味では、2億 5,000 万円ほどの財調が常にあることが望ましいと、そういう当局の説明があったんです。それで、その範囲内で国保運営するならば、財政的には安定的になりますと、こういうような説明は今でも記憶にあるんですけども、ゼロになるということは、平成 22 年度に予測のつかない、そういう医療費がかさんだ場合にどう対応するのかという、非常に心配するんですけども、そういうところについては、いかな見解をお持ちでしょうか。

○大森国保年金課長

22 年度で 1,500 万円の財調を全額繰り入れしております。それで、今、予測のつかない、例えば病気、インフルエンザ等の流行があった場合ということなんですけれども、対応といたしますか、一応現状でちょっと考えてございますのは、先日、平成 21 年度の補正予算を組ませていただきました。それで、その際御説明しておりますけれども、医療費について月ごとに波があるような状況になってございます。それで、最終補正予算につきましては、要は波の高いところ、月ごとの保険給付費等で一番多いところで補正を組ませていただいて、その辺の 21 年度の不足が生じないようにということで組んでおるわけでございます。

それで、補正予算を組んだ時点から、その後の状況等を、毎月医療費の支払いが出てくるたびに確認しているわけでございますけれども、例えば一般被保険者の療養給付費、これは一番金額の大きいところなんですけれども、そのあたりをちょっと月ごとに見てみますと、補正では 1 カ月当たり 2 億 8,000 万円ということで、11 月以降の 11 月診療分から 2 月診療分まで 4 カ月分を計上しておりますけれども、実際の実績を見ますと 11 月診療分が 2 億 4,000 万円ほど、それから 12 月診療分が 2 億 4,800 万円ほどということで、あと 1 月、2 月とございますけれども、大分落ちついた状況になっているなというふうには認識してございます。それで、その差額を見ますと、実績の出ているところで、例えば 11 月ですと 3,900 万円ほど、12 月ですと 3,100 万円ほどということで、療養給付費以外のところでも、実績を見ますと、同じように若干補正予算で見込んだよりは内側でおさまっているという経過がございます。そういうことで、この辺の療養給付費の状況を見て、歳出面で、例えば 21 年度補正予算で見込んだところまでいかなければ、基金の繰り入れについても補正は 3 億 1,500 万円ということで見込んでおりますけれども、それをできるだけ基金の繰り入れを抑えるような形で、平成 22 年度の方にも対応していきたいと、そういうふうにご考えてございます。

○根本委員

21 年度の状況を見ると、その見通しが、少し現実よりも多く見通しをしている状況なので、本年度も、そういう流れからいくと大丈夫ではないかというような多分お話なんでしょう。そのようになれば私もいいと思いますけれども。

国保の財政が、だんだん財調を崩してこういくなってきた要因というのは、どういうふうにとらえていますか。

○大森国保年金課長

財調の繰り入れ、平成 19 年度に 5,000 万円、20 年度に 1 億 3,000 万円、21 年度の最後の補正で 3 億 1,500 万円ということで繰り入れの予算を組んでございます。それで、そのマイナスになっている要因ということでございますけれども、これは一概にこれというその特定は、なかなか難しいところなんですけれども、大きな要素としましては、20 年度に後期高齢者の医療制度の改正がございました。それで、その関係で、プラスになるところもあったんですけれども、それは後期高齢者に移った 75 歳以上の方の税分が、そのまま国保の財政から抜けてしまったとか、プラスになる分もあったけれども、マイナスになる分もあって、総体的に見ますと、ややマイナスの方に制度改正ちょっと働いていたのかなというふうに考えてございます。それが 21 年度も若干続いているのかなというふうに見ております。

あと、当然ですけれども、保険給付費の伸びがでございます。それで、19 から 20 年度につきましては、1.74%、年度の比較で保険給付費が伸びたということで、非常に少ない率なんですけれども、最終補正で見ますと、その 20 年度の決算と 21 年度補正の金額を見ますと 7%以上伸びているということで、その辺の保険給付費の伸び等も影響しているのかなというふうには考えてございます。

それから、昨今の景気低迷ということもございまして、加入者全体の所得自体もマイナスになっているということがございまして、その影響が、当然税収の方のマイナスの方にもつながっているのかなと考えてございます。その辺のいろいろ状況、様子が絡み合った中で、現在の基金を繰り入れしないと、なかなかちょっと難しいというような状況になったのではないかとというふうに認識してございます。

○根本委員

19 年度に 5,000 万円、20 年度 1 億 3,000 万円、21 年度は 3 億円以上ですね、それで、急に上がっているんですけれども、ただいま説明あったんですけれども、後期高齢者に移行して、抜けて減って、その分出しているんだけれども、私はちょっと今のところつかんでいませんけれども、よくよく見ていくと負担が大きくなっているのではないかと、こちらの財政負担が。後期高齢者になってから、何かそのような感覚を私は受けるんですけれども、その辺の影響というのが非常に大きいのではないかなと、こう思うんです。それは、はっきりわかりません、私も別に計算しているわけではなくて。

ただ、この年度からいくと、後期高齢者以降急に伸びているということを見ると、本来はこうでなかったはずなのに、こういう形になってきたということも、一つの要因であろうと思うんです。だから、まずそういうことからすると、もう少しこの国保の、今までの 19 年度からの流れをきちんと、もう一度精査していただいて、後期高齢者との関係性がどのようにになっているのかもしっかり調査していただいて、もしそれが要因であるならば、しっかりと国の方に財政補てんをしてもらわないと困るということを、これはしっかりと物を申し込みたい。

ただ、それが本当にそうなのかどうかは、私はわかりません。今の現段階では、私は理解していませんけれども、しっかりとその辺精査をして、言うところは国にきちんと伝えていただきたい、こう思いますが、いかがでしょう。

○内海保健福祉部長

ただいま、根本委員からの御指摘は、非常に私どもも懸念するところでございます。特に、平成 19 年、20 年を境にして、このような形に財調の取り崩しが多くなってきたということがございますので。

ただ、それが多賀城市の国保の特殊事情によるものなのか、御指摘のように制度改正による影響が出ているものなのか、いわゆるほかの市町村の国保の状況も確かめていきませんか、なかなかそれらが特定できないというところがございます。

ただ、やはり制度が始まる前に、国の方からは、国保財政にはプラスに寄与するはずだというふうなアナウンスメントがございました。我々としては、それを信じる限りは、22年度、こういった形で様子を見させていただいて、結果としてそれがどうだったのかということを確認する必要は、当然出てこようかと思えます。ですから、そういったことで、今回の制度改正、近々またその制度が変わりますけれども、そういったところで、いわゆる市町村財政に与える影響が過度のものにならない形で要求、要望してまいりたいというふうに思っております。

○伏谷委員長

ここで10分間の休憩といたします。

再開は2時15分といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

先ほどの藤原委員への答弁を求めます。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

大変遅くなりました。平成21年1月20日付、厚生労働省保健局国民健康保険課からの通知文ございました。

○伏谷委員長

続きまして、国保年金課長。

○大森国保年金課長

先ほど御質問の中で離職者に対する保険税の減免に対して、特別調整交付金の国の財政補てんがあるということですが、それで資料を確認しましたところ、減免額が調整交付金の調整対象需要額の100分の0.03に相当する額以下である保険者は除かれるというふうになってございます。それで、調整対象需要額が、本年度の場合12億1,332万7,000円になっておりまして、これの0.03を計算しますと36万3,998円ということでございます。

○藤原委員

100分の0.03っていったら、そんな高い確率じゃないよね、かなり……、1万分の3ということだよ。36万円まで達しなかったんですか、いわゆる減免対象額が。

○大森国保年金課長

所得の減による減免につきましては、2月末現在で22件ありまして、減免額が114万2,500円になってございます。それで、これは所得の減によるということで、離職によるという要件に全員該当するわけではございませんので、一応この100分の0.03の範囲内に今現在のところおさまっているというような状況でございます。

○藤原委員

そこに達していないということね、結論から言うと。そういう通達が来ていて、担当課でも注意深く計算していたけれども、そこまで達していなかったのも、もらっていないんだというふうに理解していいんですね。

○大森国保年金課長

はい、そのとおりでございます。

○佐藤委員

国保財政のことで伺います。

先ほど、根本委員の方から、こんなに財調ゼロになるぐらい悪化した要因は何かということでお尋ねがあって、そのときに、結果としては、後期高齢者の導入も契機として、いろいろなそういう悪化も考えられるのではないのかなと、いろいろ精査して、国に意見を言うときには言うようにというようなお話があったんだと思いますけれども、後期高齢者が導入されるときに、国保におけるたくさん、いわゆる納めていた高収入の高齢の方が、大挙して抜けるということで、国保が圧迫されるのではないかとすることは十分予想されていまして、言われておりました。それで、結果、今そういうことになってきているのではないかというのは、私は大方の見方がそうではないかと、精査しなくても、大体理由はそういうところにあるのではないかなというふうな感じはしているんですけども、それで結局医療の内容も、非常に高齢者にとって酷な中身を持っているということもありまして、廃止を求めて大きな動きがあり、その結果、国も廃止を言わざるを得なくなったということでは、流れとしては間違いではないと思うんです。ですから、ぜひ今、新しい制度も考えられると、65歳以上は、新しい国保に前期高齢者を、また新しい保険制度に入れると、うば捨て山の入山を早めるという言い方がありますけれども、そういうふうなことも言われているぐらい、新たな次の手を考えてくるということもあります。ぜひじっくり考えて、市民の生活に、それがいいのか悪いのかということ声を声にしていかなければならないというふうに思いますけれども、いかがですか。

○内海保健福祉部長

制度ができた経過について、今の段階でどうしようもないことで、事実が起きているわけです。それで、国の方も、政権が変わったということもありますし、要するに制度の見直しについてやっていくんだというふうな話でございます。

ただ、その形がどのようなものになるかということについては、まだ明確には示されておりません。あくまでこれは、国の方で制度設計をしまして、市町村の方へそれらがおりてくるということになりますけれども、先ほどもお答えしましたように、厚生労働省の側では、2008年にこの制度をつくった際に、市町村国保の財政にはプラスに寄与するはずだというふうなアナウンスを出しておるわけでございます。ですから、我々の方としては、そういった形で、特に市町村国保というのは非常に財政が脆弱なわけです。いわゆる被保険者の構成を見ましても、そのような状況は何ら変わらないわけでございますので、とにかく市町村国保にとって、市町村国保の健全な維持について、国の方に求めてまいりたいと、このように思っております。

○佐藤委員

ぜひ、大きく強い声を上げていていただきたいと思います。導入したときには、導入に動いたけれども、やはり間違っただということがわかれば、速やかに過ちを正すということは、決して恥ずかしいことではないと思いますので、ぜひ頑張っていていただきたいと思います。

市の財調ゼロということでは、国保のゼロということでは、国保会計今から健全化に向けてきちんとしていくということと、それと市民の暮らし、生活、健康面をきっちり守っていくという立場に立つと、なかなか両にらみで大変だとは思いますが、御健闘を期待いたします。

次に、先ほど藤原委員から減免のお話がありました。それで、減免条例がいろいろあって、それをとにかく具体的に使って行って、滞納繰り越しがこんなにいっぱい次々と出てくるわけですから大変なわけですので、お金を払っていただくこと、払えるような可能な状況をつくってあげることが大事だと思うんですけども、今、本市では、減免申請をしていらっしゃる方いらっしゃると思うんですが、何件ぐらいありますか。

○大森国保年金課長

平成 21 年度の実績ということですけども、58 件です。

○佐藤委員

ちょっと私、ほかの自治体のも調べてみたんですが、58 件というのは決して少なくない数なんです、結構多いんですよ、他自治体と比べると。そうすると、どういうケースの方々が。

○大森国保年金課長

ケースとしましては、大きく 3 種類に分かれまして、所得の減による方というのは 22 件、それから拘禁による方が 11 件、それから旧被扶養者の 25 件となっております。（「こうきん」の声あり）すみません。全部で 58 件になっておりまして、所得の減による方が 22 件、拘禁による方が 11 件、拘禁というのは刑務所等に入っている方ということです。それから旧被扶養者の方が 25 件ということでございます。

○佐藤委員

いろいろな相談に来て、窓口での指導もあったことというふうに思います。それで、先ほど藤原委員が、政府でいろいろ通知が、こういう通知もある、ああいう通知もあるという中で、一つ、昨年度に失業した方に対して、去年の収入でなくて、というところの制度もあったということであったんですね。（「2010 年度から」の声あり）2010 年度から始まると。それは去年の収入に対しての施行ですか。

○大森国保年金課長

今現在、国で予定しているのが、2010 年度からということで、平成 22 年の 4 月以降の話になりますけれども、22 年の 3 月 31 日以降に退職された方の 21 年度と 22 年度の国保税の算定、原則前年の所得ということになりますけれども、前年の所得を 30% で計算するというところでございます。これにつきましては、先ほどもちょっとお話ししたんですけども、国の方から詳細の通知等がまだ来ておりませんので、中身の詳細についてはまだ承知していないということでございます。

○佐藤委員

きちんと多分あるんだと思います。それで、あったときに、私、2件ぐらいなんですけど、去年の12月いっぱいまで会社を閉鎖された若い人がいて、仕事がないと、それで今1週間に一遍だけでも大変なんだと、国保もすぐ来たしとかと言っているんです。そういう中で、収入も、トラックの運転手さんですから、結構よかったですと、国保料も大変なものなんです。そういうところも含めると、通知が来たら速やかに条例化するような条例提案の準備をお願いしたいというお願いでございます。

そしてさらに、この不況でお店を閉めている方、自営業でいろいろな飲食店をやっている方もいますし、さまざま御商売していらっしゃる方もあります。そういう方たちのところも含めて、条例の速やかな提案が必要ではないのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○大森国保年金課長

その国の方の通知、今3月中旬から下旬ぐらいになるということでの連絡は入っておりますけれども、それを受けまして条例改正等を行いたいと思います。

ただ、先ほどから言っているのは、非自発的失業者の方の給与所得については30%で計算するということでございますけれども、これについては、国の方の保険基盤安定制度なり、あるいは特別調整交付金の方で補てんされるという見込みになっております。それで、その制度の中での方については、そのような改正になるかと思うんですけれども、それ以外の方ということになりますと、ちょっとなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○佐藤委員

制度の中で実現できるというところは、ぜひ速やかに実現に向けた作業をお願いしたいと思います。

次、12ページです。乳幼児医療費のところ。県の補助金が34万5,000円ぐらいしかふえていないんですけれども、ずっと言い続けてきまして、何とか小学校入学前まで実現したということなんですけれども、これは必要最小限のところでありまして、どこでも実現しているということでは、もうちょっと上乗せをしながら子育て応援をしていかなければならないと思うんですが、前々回かなんかの一般質問でも御紹介しましたが、宮城県は全国で3県しかない2歳児までの補助しか出していません。ですから、そういう意味では、34万5,000円というのは何に使えばいいのかわからないんですけれども、ぜひ子育て支援の立場に立てば、本当に優先して充実させていくべきものだというふうに思うんです。そうすることによって、多賀城市も、もう1歳上乗せできるとか、あるいは2歳上乗せできるということが出来ますので、その辺もあわせて、大きな声を県に上げていただきながら、早く1歳上乗せができるような実現を見たいんですが、いかがでしょうか。

○大森国保年金課長

乳幼児の医療費助成につきましては、今お話のとおり県等に対しましては、機会あるごとに要望しているという状況でございます。

それで、この12ページの乳幼児医療費補助金なんですけれども、これは事業運営強化補助金ということで、この内容をちょっと御説明させていただきますと、乳幼児医療費助成の現物給付をすることによって、国保の調整交付金の方が減額されるという規定がございま

す。その減額分を県の方で2分の1、あと市の一般会計の方で2分の1補てんしていただくような、その内容になってございます。

それで、乳幼児医療費の県の補助金につきましては、一般会計の方の県の補助金の方に計上されております。

○柳原委員

私は、多分20ページだと思うんですが、短期証のことで質問いたします。

まず、短期証の発行人数と、あとこれは何らかの接触があって発行した枚数と窓口に取りに来ないで、とめ置かれている枚数を教えてください。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

短期証につきましては、21年10月1日現在、対象世帯938世帯、第1回目、送った世帯が160、相談に来た世帯数が474、第2回目、相談に来た世帯数116、いまだ相談に来なかった者188でございます。

○柳原委員

そのうち、郵便で送った方の件数はわかりますか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

160世帯でございます。

○柳原委員

今188世帯の方が保険証を取りに来ない、つまり無保険状態になっているということでした。それで、短期証の発行する目的といいますか、これはどういったことになっていきますでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

本市では、短期証は、国民健康保険で言う資格証対象世帯に対して、資格証とせずに短期証の範囲内で納付に努めていただくようお願いするために扱っているのが短期証、法律上は資格証でございます。

○柳原委員

短期証の、まずこの期限は何カ月ですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

4カ月でございます。

○柳原委員

この4カ月のうちに窓口に取りに来ないと、この場合4カ月過ぎたらどうなるのでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

また、次の納税相談のお知らせを発送いたします。

○柳原委員

わかりました。ということは、4カ月取りに来ないと、また次の4カ月も取りに来なければ、ずっと無保険になってしまうという場合もあるんですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

いえ、国民健康保険の被保険者でございます。

○柳原委員

ちょっと意味がわからなかったんですけども。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

保険証は手元にはお持ちでないですが、国民健康保険の被保険者でございます。

○柳原委員

それでは、この窓口に取りに来ない、とめ置きについて、09年の12月16日に厚生労働省保健局国民健康保険課長名で「短期保険者証の交付に際しての留意点について」という通知が出されているんですけども、この通知では、短期保険者証を窓口に取りに来ないときはどういうふうにしなさいと書いてあるか、ちょっと端的に教えてください。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

ただ、一つだけ、前提をお話しさせていただきます。ちょっと前にも申し上げましたとおり、多賀城市で発行している短期証世帯は、国民健康保険法では資格証世帯でございます。国が言っている短期被保険者証の世帯というのは、資格証は該当なのですが、他の公的給付を受けている人、あるいは中学生以下の子供がいる場合には、短期保険証を発行しなさいということになっています。その短期保険証でございますが、それについては長期間とめ置きするのはうまくないので、速やかに手元に届くように努めることという通達でございます。

○柳原委員

通達では、速やかに届けるように努めることと書いてあるそうです。それで、あとそのほかに、電話連絡や家庭訪問などによる接触を試みなさいということも書いてございます。それで、速やかにというのを書いてあるわけですから、この速やかにが、例えば4カ月も取りに来ないという場合に、これはとても速やかにということにはならないと思います。

さらにあと、国民健康保険施行規則の第6条では、保険者は世帯主に対して、被保険者証または被保険者資格証明書のいずれかを交付しなければならないとされております。

それから、国民健康保険法の施行規則に照らしても、私は交付しても取りに来ないから、窓口でずっととめ置くんだということは、ちょっとおかしいと思っております。それで、例えば1カ月とかそういう期間取りに来ない場合は、何らかの、電話なり訪問なりして、それでも連絡がつかないときは郵送するというようなことが必要ではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

まず、第1点、法律で決まっております資格証にせずに短期保険証を発行しなければならない世帯、子供さんが中学生以下の場合、この場合については、2回目の納税相談期限等ま

でにおいでいただけない場合には、郵便でお送りしております。ただ、そのほかの方々につきましても、納税相談の都度、最低2回はお知らせを出しております。また、勸奨員による訪問、不在であれば不在票を入れる、そういったことを繰り返していますので、その方々に対して郵送するということは考えておりません。

○柳原委員

今、郵送することは考えていないというお答えでしたけれども、やはり私は、厚生労働省の通達に照らしても、接触できなかったから届けなくていいんだということはちょっと、納得は今できておりません。この国民健康保険制度のそもそもの目的からして、だれでもが安心して医療を受けられる、そのためにつくられた制度ですので、ぜひこれは国民の権利でもあるので、これはぜひ交付していただかないと、保険証がなくて病院に行かれないという、そういう事態がないように、ぜひこれはどういう手段を使っても届けるというふうに取り計らっていただきたいと思います。以上です。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第19号 平成22年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伏谷委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 平成22年度多賀城市老人保健特別会計予算

○伏谷委員長

次に、議案第20号 平成22年度多賀城市老人保健特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○伏谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、初めに資料 9 の 51 ページをお願いいたします。

平成 22 年度老人保健特別会計予算資料に基づいて御説明申し上げます。

老人保健特別会計でございますけれども、平成 20 年 3 月末日で老人保健制度による受診については、終了しております。平成 22 年度につきましては、医療機関等からの月おくれの請求等に対応するためのものということでございます。

それでは、予算資料に基づいて、初めに 1、受給者数でございますけれども、これは平成 20 年 3 月末現在の実績でございます。国保と社保の合計欄で申し上げますと 75 歳以上が 4,383 人、65 歳から 74 歳までの障害認定者数が 277 人、合計で 4,660 人でございます。

次の総医療費でございますけれども、これは平成 21 年度の状況から推計したものでございまして、国保と社保の合計、右端の欄で申し上げますと医療給付費が 1,225 万 4,000 円、医療費支給費が 309 万 1,000 円、合計が 1,534 万 5,000 円でございます。

次に、3 の総医療費・支弁額に対する負担割合は、この表の中段下の合計欄で申し上げます。総医療費は 1,534 万 5,000 円、一部負担金が 62 万 2,000 円、支弁予定額が 1,472 万 3,000 円で、この金額が歳出の 2 款の医療給付費等の金額となっているものでございます。そして、この支弁額に対しまして、それぞれ負担割合に応じて求めたのが、次の欄からの金額でございまして、支払基金交付金が 799 万 9,000 円、国庫負担金が 448 万 4,000 円、県負担金が 112 万円、一般会計の繰り入れが 112 万円で、これらの金額が歳入の 1 款から 4 款までの金額になるものでございます。

次に、4 の審査委託ですけれども、委託件数は右端の合計欄で申し上げますと、国保分 400 件、社保分が 225 件合計で 625 件でございます。

審査支払委託料ですけれども、ただいま申し上げました件数に係るもので 6 万 9,000 円でございます。

以上で資料の説明を終わります。

次に、予算書の説明を申し上げますので、資料 8 の 66 ページをお願いいたします。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 9,000 円でございますけれども、医療の給付事務に要する経費でございます。減額の理由は、業務量の縮小によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目医療給付費から 4 目の審査支払手数料まで、ただいまの資料で御説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目償還金、2 目還付金につきましては、いずれも科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目一般会計繰出金についても、科目設定でございます。

次のページをお願いします。

4 款 1 項 1 目予備費については、119 万 6,000 円を予算計上してございます。

続いて、同じ資料の 62 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款の支払基金交付金、それから 2 款の国庫支出金、3 款の県支出金のそれぞれ 1 節の現年度分につきましては、先ほどの資料で御説明申し上げたとおりでございます。

同じく 1 款から 3 款までの 2 節の過年度分につきましては、いずれも科目設定でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 231 万 7,000 円でございます。説明欄 1 の医療給付費等繰入金 112 万円は、先ほどの資料で御説明したとおりでございます。

2 の事務費繰入金 119 万 7,000 円は、歳出の方の一般管理費等に係るものでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金につきましては、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目延滞金、2 目加算金、それから 2 項 1 目の第三者納付金、2 目の返納金、3 目過年度収入、4 目雑入については、いずれも科目設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○昌浦委員

補正予算のときに聞けなかったものですから。20 年 3 月で診療終わっておるんですね。この間は、2 年というのはどういうことだと言ったら、老人保健法の第 81 条ということで、2 年という、これは国税徴収の例によるという文言があって 2 年という規定があったわけですけども、これは極端なことを言うと残務整理なんですよ。残務整理の割には、医療給付費に要する経費と、それから医療費に要する経費、いわゆる現物給付と療養費払いのね、医療給付に関しては 1,137 万円、お医者さんとか柔専の方とか、こんな何年も、何年というか、1 年以上もたって請求というの、実際よこすものなんですか。私想像するには、例えば保険の確認が間違っていたので、保険者間等の確認からこういう老人保健の方の支出に回ってきたり、そういういわゆる過誤調整的な役割でこういうふうに 1 年たって、もう 2 年目になろうとしているのに、こういう金額が設定されているのかどうか。どういふことで、例えば医療給付費に要する経費が 1,137 万 3,000 円という予算規模になるのかどうか、説明をお願いします。

○大森国保年金課長

この予算規模は 1,600 万円ということで、今回予算を計上させていただいておりますけれども、医療給付費 1,100 万円以上取っているということで、通常ですと 2 年もたって、そういうような請求が来ないのではないかという、委員の今お話ですけども、実際、確か

に 20 年度はかなりの数字があったんですけども、21 年度に対しましては、かなり少なくなっているというのが現状でございます。

ただ、請求ができる期限が残されているということで、仮に予算額を余り過少に見積もっておりますと、大きな請求が来た場合にちょっと対応ができなくなるということで、若干、ある程度高額な医療費の請求が来た場合にもスムーズに対応ができるようにということで、今回このような予算措置をさせていただいたものでございます。

○昌浦委員

私は、例えば被保険者が一度自己負担をしていて、うっかりと忘れていた場合も想定されるだろうと思っていただけですよ。旧のこの被保険者たちには、市民の方なんですけれども、極端なことを言えば、22 年度末をもってこの会計が閉められるということで、周知方なんかもそろそろお考えのことだと思っておりますけれども、その方法はとられるんだろうと思うのですが、確認をしておきたいので、お聞きしたいと思います。

それからあと、審査支払手数料も、恐らく大きな請求が来たという想定のもとに計算していらっしゃると思うんですけれども、いわば今後そういう大きなものというのは、私は約 1 年もたとうというので、ないんじゃないのかなと思うんですけれども、恐らくはそういう想定のもとにこの予算が編成されているんだという、この 2 点をちょっと確認したいのでお願いしたいと思います。

○大森国保年金課長

今お話がありましたとおり医療機関からの請求の場合と、あと被保険者が自己負担して、後から請求する場合と 2 通り考えられるわけでございます。医療機関からという場合は、なかなか後から大きなものというのは考えにくいんですけども、個人で最初 10 割払っていたものについては、ちょっと忘れていてというのは、確かに出てくる可能性がありますので、そういうものも想定した形での今回の予算額ということでございます。

それで、周知方法ということでございますけれども、ちょっと今具体的には考えていなかったんですけども、今貴重な御意見いただきましたので、その辺検討させていただきたいなと思います。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 20 号 平成 22 年度多賀城市老人保健特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伏谷委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 23 号 平成 22 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

○伏谷委員長

次に、議案第 23 号 平成 22 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○伏谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、初めに資料 9 の 62 ページをお願いいたします。

平成 22 年度後期高齢者医療特別会計予算資料で予算編成の主なものについて御説明申し上げます。

初めに歳出でございます。

総務費につきましては、業務執行に係る事務費ということで、1,165 万 9,000 円を計上しているものでございます。これは、一般管理費と徴収費でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の療養給付費等の納付金に当たるもので、4 億 3,361 万 1,000 円で、平成 22 年度から保険料率の改正が行われることによるものを見込んだ内容となっております。

算式のところでございますけれども、県の広域連合保険料等見込額が 198 億 2,700 万円でございますので、本市の賦課見込額は県内の見込額の 2.1869723%ということでございます。この財源内訳につきましては、こちらにありますとおり後期高齢者医療保険料と保険基盤の安定繰入金でございます。

次に、歳入でございます。

後期高齢者医療保険料ですけれども、ただいま申し上げました歳出の財源内訳の金額と同額で 3 億 7,661 万 1,000 円でございます。

なお、個々の保険料でございますけれども、引き続き 3 の保険料率等の見込みで御説明いたしますけれども、平成 22 年度から改正される予定でございます。繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で一般会計事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の双方を合わせまして 6,967 万 4,000 円でございます。

次に、3の保険料率等の見込みでございます。今回の保険料改正関係について御説明申し上げます。

こちらにありますとおり平成20年度、21年度につきましては、所得割が7.14%、均等割が3万8,760円でございます。平成22年度、23年度につきましては、改正見込みとしまして、所得割が7.32%で現行との差額が0.18%の増、均等割が4万20円で現行との差額が1,260円の増となるものでございます。この改定内容につきましては、先月になりまされども、2月10日、後期高齢者広域連合の議会で議決されまして、平成22年4月から施行される予定のものでございます。

それで、ちょっとこちらには記載はないんですけれども、この改正に伴う保険料で、広域連合の方から、県全体の平均額ということで示された数字を御紹介申し上げます。軽減などを考慮した後のものでございますけれども、被保険者1人当たり平均で見ますと5万2,308円から5万3,998円になるものでして、金額にしますと1人当たり1,690円の増額になるものでございます。アップ率にしますと3.23%となるものでございます。

以上で、この資料の説明を終わらせていただきまして、予算書の説明を申し上げます。資料8の158ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費941万8,000円でございますけれども、後期高齢者医療事務に要する経費でございまして、事務補佐員1名分の人件費とそのほかは経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目徴収費224万1,000円でございますけれども、徴収事務に要する経費で、いずれも経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4億3,361万1,000円でございますけれども、これは先ほどの資料で御説明申し上げましたとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目保険料還付金で70万1,000円の計上でございます。その内訳としましては、説明欄記載がありますけれども、過誤納還付金が70万円、還付加算金が1,000円の科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目他会計繰出金は1,000円の科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は、102万8,000円を計上させていただいております。

次に、154ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料で3億7,661万1,000円でございます。1節現年度分で3億7,534万円は、収納率を98%に見込んだものでございます。2節滞納繰越分に

つきましては 127 万 1,000 円でございますが、収納率を 20%に見込んだものでございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、1 万円の計上でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金は、1,267 万 4,000 円で、歳出の一般管理費等徴収費等に係るものでございます。

次の 2 目保険基盤安定繰入金は 5,700 万円ですけれども、被保険者の保険料の軽減分に係るものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目繰越金、次の 5 款 1 項 1 目延滞金につきましては、科目設定でございます。

2 項 2 目還付加算金は、歳出と同額の計上をしております。

3 項 1 目預金利子、それから 4 項 1 目雑入につきましては、いずれも科目設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

4 年、廃止まで先送りになってしまいました。その結果、4 月から後期高齢者の保険料が上がるという状況があるようであります。それで、そういうことによってどういうことが起きるかといいますと、結局、高齢者は年々ふえていくわけですよ。それで、そのふえた人たちの何割かは、やはり年にとって病院にかかる人が多くなるということでは、そういう意味を持った後期高齢者の保険料の算出の仕方だったんですが、それが 4 年伸びることによって、自動的にそういう計算方法の中で、保険料の負担が、それぞれの高齢者にさらに上乘せしてかぶさってくるという状況が生まれるようであります。それで、このことに関して、負担軽減策をとらない限り全国平均で 14.2%、1 人当たり 8,800 円という保険料が上乘せというか、上がるという計算が出てくるわけですが、この状況は、どういふふうに見えますか。

○大森国保年金課長

その後期高齢者の保険料の方は、法律の 2 年ごとの改定ということで、20 年、21 年度については、その 2 年間の医療給付費等の伸び、それから被保険者の伸びを見込んで、従来の率と金額になっていたということでございます。それで、22、23 年度につきましては、今、委員お話のとおり高齢者の方の数がふえるということで、当然被保険者……（「すみません、聞こえなかったんですけども」の声あり）すみません、じゃあもう一度。保険料が 2 年ごとに改定になるということでございますけれども、20 年、21 年度につきましては、（「聞こえない」の声あり）20 年、21 年度につきましては、2 年間の医療給付費等の伸び、それから被保険者等を見込んだ率と金額になっていたものでございまして、今後、22、23、24 年まで後期高齢者制度が続くということでございますので、今回 22、23 年の 2 年間分の保険料の改定をせざるを得ないというような状況になってございます。当然医療給付費の伸び、それから被保険者数の伸びをこの中で見ておるわけでございますけれども、

先ほど委員の方からお話のあった 14.2%、これは軽減措置を講じない場合、その金額になるということなんですけれども、今回この資料に載せております 7.32%と 4 万 20 円というのは、軽減を講じた数字ということになってございます。後期高齢者広域連合の方の財調の繰り入れ、それから県の方で持っているのは後期高齢の財政安定化基金というのがありますけれども、そちらの方からも一部分繰り入れをして、その 14.2%のアップにならないようにということで抑えた数字が、今回のその内容となっているものでございます。

○佐藤委員

高齢者の人たちが、みずから納めたお金で繰り入れるということでは、国としては、やはり何も行わないということが現状として言えるのではないかというふうに思います。それぞれの広域で自治体で努力しなさいということではしかないのかなというふうに思うんですが、本当に早くやめていただくということが、この点でも大事なことなんです。ぜひそういうところで声を、私たちのところの声も上がることが大事ですけれども、皆さん方のところで早くやめてほしいという声も、重ねてお願いをしたいと思っておりますけれども、このことによって高齢者の医療抑制を図るなんていうことにはないように、資格証とかは今出していないよね、高齢者に。

○大森国保年金課長

後段の資格証の関係につきましては、昨年の 10 月に厚生労働省から通知が出されまして、資格証の制度そのものはあるんですけれども、よほどお金があるのに納めないという悪質な場合以外は、資格証を出さないようにという通達が来ておりますので、現在、宮城県内では資格証は出した実績等はございません。

○佐藤委員

ぜひ頑張って、頑張るといっても国の制度を重視する立場の皆さんですから、なかなか大変だと思えますが、私たちのところで頑張らなければならないんですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 23 号 平成 22 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伏谷委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで 15 分間の休憩をいたします。

再開は 3 時 25 分といたします。

午後 3 時 09 分 休憩

午後 3 時 25 分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

- 議案第 21 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計予算

○伏谷委員長

次に、議案第 21 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○伏谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木介護福祉課長

それでは説明させていただきます。

資料 9 の 52 ページをお願いいたします。

平成 22 年度介護保険特別会計予算資料に基づきまして予算編成に係る主要なものについて、あらかじめ御説明申し上げます。

初めに資料の保険給付費 1 の第 1 号被保険者数及び要介護・要支援者数につきましては、数値を右側、53 ページのグラフにしておりますので、そちらで説明させていただきます。

図 1 の高齢者数についてですが、平成 22 年度に 65 歳の第 1 号被保険者になれる方は、昭和 20 年、21 年生まれの方で戦争の影響で非常に少ないため、前年度より 263 人増の 1 万 1,498 人で、対前年度比 2.3%増にとどまる予定です。

次に、図 2 の高齢者数の内訳ですが、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者数の見込みは、グレーの棒グラフで示しておりますが、前年度より 29 人増の 6,376 人で、前年度比は 0.5%の伸びにとどまり、75 歳以上の後期高齢者は斜線で示しておりますが、前年度より 234 人増の 5,122 人で、対前年度比は 4.8%の伸びになっております。比較しますと、前期高齢者より後期高齢者の伸び率が高くなっております。

図3の要介護・要支援者数につきましては、前年度より60人増の1,653人で、対前年度比3.8%の伸びを見込んでおります。図1の被保険者の伸びよりも、被保険者の伸びが高くなっている理由は、高齢者になるほど出現率が高くなるため、後期高齢者の伸びが影響しております。

次に、左側52ページの2、介護給付状況でございますが、要介護度別年齢別の利用状況をもとに各サービスの必要量から給付額を算出したのが(ア)の居宅サービスから(キ)の特定入所介護サービスの給付予定額でございます。ことし7月には、栄一丁目に定員29名の小規模特別養護老人ホームが開設する予定になっているため、各サービスの伸び率に影響が出ております。

(ア)の居宅サービスは、前年度から0.1%の伸びを見込みまして11億7,244万3,000円でございます。これは、自宅待機の居宅サービス利用者が特養に入所すると見込まれるため、居宅サービス自体は大幅に伸びないと予想されるためでございます。

(イ)の地域密着型サービスは、39.2%の伸びを見込みまして、3億5,221万円でございます。これは、開設予定の小規模特別養護老人ホームがこのサービスに該当するため、その影響で大きく伸びるものでございます。

(ウ)の施設サービスは、2.5%の伸びを見込みまして、8億4,017万円でございます。

(エ)の居宅サービス計画は、1.3%の伸びを見込みまして1億2,656万3,000円でございます。

(オ)の審査支払手数料は、0.9%の伸びを見込みまして310万2,000円でございます。

(カ)の高額サービスは、6%の伸びを見込みまして3,764万円でございます。

(キ)の特定入所者介護サービスは、19.4%の伸びを見込みまして8,171万1,000円でございます。

介護給付費合計では、右側53ページの図4に示すとおり26億1,383万9,000円で、前年度から5.6%の増加となっております。

次に、左側52ページ、3の平成22年度給付費に対する負担割合ですが、各サービスごとの法定負担割合と負担額は表記のとおりでございます。

これもグラフにまとめてありますので、54ページをお開き願います。

図5の介護給付費の負担割合ですが、上の方から、市の負担は給付費の12.5%となっております。県と国の負担は、サービスの種類により異なるものの、合計で給付費の32.5%となっております。財政調整交付金は3.2%を予定しております。国の標準は、給付費の5%でございますが、各保険者の後期高齢者の割合や低所得者の割合により、調整されるものでございます。特例基金繰入金については、給付費の0.3%となっております。これは、平成21年度の介護報酬改定に伴い、第1号被保険者の保険料を軽減する目的で創設された介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れでございます。財政調整基金については、給付費の2.2%で、第4期介護保険料基準額の決定の際に、保険料の不足を補てんするために計画した市の介護保険財政調整基金からの繰り入れでございます。

なお、繰り入れ後の基金残高は1億7,939万円になる見込みです。ほぼ第4期事業計画のとおりとなっております。

65歳未満の保険料は、2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬基金から交付されるもので、給付費の30%となっております。65歳以上の保険料は、本市の第1号被保険者の保険料による負担で給付費の19.3%に当たります。それぞれの負担額については、グラフに記載のとおりでございます。

続きまして、55ページ、地域支援事業費について説明させていただきます。

1の介護予防事業の状況ですが、(ア)の特定高齢者施策事業費については、1,689万2,000円で対前年度比34.5%の増額でございます。(イ)の一般高齢者施策事業費については、151万円で前年度比1.8%の増額でございます。介護予防事業費合計では、1,840万2,000円で対前年度比31%の増額でございます。

次に、2の包括的支援事業、任意事業の状況について説明させていただきます。包括的支援事業の法定負担については、介護保険事業計画で定める総介護給付見込額の2%が限度額になっておりますが、22年度の事業費についても法定限度額を超えておりますので、事業費を2段階にさせていただきます。上段の括弧は総事業費で、下段は法定負担対象額を表示しております。ここでは、上段の総事業費で説明させていただきます。

(ア)の職員人件費は1,390万6,000円で、対前年度比2.3%の増額でございます。

(イ)の地域包括支援センター運営費5,041万4,000円は、対前年度比18.7%の増額でございます。増額の理由については、第3号補正予算の債務負担行為で追加説明させていただきましたとおり、中央及び東部地域包括支援センターの職員を1名増員し、4名体制で委託するものでございます。また、補正予算の説明の際に藤原委員から御質問いただいた中央地域包括支援センター職員の雇用形態でございますが、その後、委託先である社会福祉協議会に確認したところ、21年度までは常勤嘱託で任用しておりましたが、22年度からはすべて正職員にするとということでございましたので、ここで報告させていただきます。

なお、包括支援センターの業務につきましては、介護福祉課においても指導体制を強化し、業務の向上を図りたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

資料に戻らせていただきまして、55ページの表2の(ウ)任意事業費は645万9,000円で、対前年度比8.2%の増額になっております。この要因は、紙おむつ支給事業で対象者がふえているためでございます。包括的支援事業、任意事業合計では7,077万9,000円で対前年度比14.1%の増額でございます。

介護予防事業費の負担割合は、図7のグラフに示すとおりでございます。市及び県が12.5%、国が25%、第2号被保険者が30%、第1号被保険者が20%となっております。

包括的支援事業、任意事業の法定負担割合は、図8のグラフに示したとおりでございます。40歳以上、65歳未満の第1号被保険者の負担はありません。

以上で資料の説明を終了し、歳出の説明をいたしますので、資料8の87ページをお開き願います。

歳出から説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費は5,632万8,000円で、前年度より663万3,000円の増額でございます。その主なものは、13節の介護保険システムデータ移行委託料639万5,000円で、介護保険システムから総合行政システムに移行するためのデータ移行費用でございます。次に、19節の地域介護・福祉空間整備補助金2,258万3,000円につきましては、

消防法施行令が改正され、平成 21 年 4 月から、延べ床面積が 275 平米以上 1,000 平米未満の小規模福祉施設については、スプリンクラーの設置が義務づけられました。24 年 3 月までは猶予期間になっているため、市内のグループホーム 3 事業所にスプリンクラーを設置するものでございます。補助金額は、延べ床面積平米当たり 9,000 円で、その補助金の財源はすべて、歳入 3 款 2 項 4 目の国庫補助金、地域介護福祉空間整備交付金で賄われます。

次に、一番下の行、介護基盤緊急整備特例基金事業費補助金 1,740 万円につきましては、本年 7 月に栄一丁目に開設します小規模特別養護老人ホームの開設のための準備金を補助するものでございます。対象経費は、職員及び利用者募集の広報経費、開設前準備研修等のための職員人件費、備品等で、補助金額は入所者 1 人当たり 60 万円、入所定員 29 名を積算しております。この補助金の財源も、すべて国の経済危機対策による県補助金、5 款 3 項 3 目の施設開設経費助成特別対策事業費補助金で賄われます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費 281 万 9,000 円につきましては、前年度より 12 万円の増額でございます。その主なものは、12 節で通信運搬費 178 万 4,000 円で介護保険料納入通知書の郵送料でございます。

次の 91 ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費 4,001 万 5,000 円につきましては、前年度より 162 万 9,000 円の増額でございます。説明欄 1、特定審査会に要する経費 3,198 万 6,000 円の主なものは、19 節 3,185 万 9,000 円で塩釜地区消防事務組合介護認定審査事務負担金でございます。2、認定調査に要する経費 802 万 9,000 円の主なものは、認定調査事務に従事する非常勤職員の人件費及び 13 節認定調査委託料 546 万円で、更新申請者等の認定調査を民間事業者へ委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目運営協議会費 46 万 8,000 円につきましては、介護保険運営協議会 10 名 6 回分の報酬でございます。

次の 95 ページ、2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から、恐れ入りますが、101 ページ、4 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費につきましては、資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

○紺野健康課長

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費で 1,689 万 2,000 円の計上でございます。その主なものは、13 節委託料の 1,599 万 3,000 円で、特定高齢者生活機能評価業務委託料 1,337 万 2,000 円は、特定高齢者を把握し、決定するため、特定健診にあわせて行う事業でございます。4,920 余名の受診者を見込んでございます。

介護予防教室業務委託料 262 万 1,000 円は、生活機能評価で特定高齢者に選定された方に実施する事業でございますが、今年度同様転倒予防教室、栄養教室等の事業を予定しております。14 節使用料及び賃借料の 60 万 5,000 円は、転倒予防教室の参加者の送迎で、タクシーを借り上げるための費用が主なものでございます。

2 目一般高齢者施策事業費で 151 万円の計上でございます。その主なものは、13 節委託料の 97 万 2,000 円で、一般高齢者を対象に行っております水中ウォーキング事業、健康ストレッチ教室として行います予定の高齢者運動指導業務等に係る委託料でございます。また、19 節負担金補助及び交付金 7 万 5,000 円ですが、21 年度に同じく介護予防サポーター養成講座の修了者の方で組織されておりますたがもり会の活動補助金でございます。

○鈴木介護福祉課長

次の 105 ページをお願いいたします。

2 項 1 目包括的支援事業から 2 目任意事業費についても、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目基金積立金は、38 万 5,000 円でございます。説明欄 1、介護保険事業財政調整基金積立金 36 万 2,000 円につきましては、元金及び利子積立金でございます。2、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 2 万 3,000 円につきましては、利子積立金でございます。

次の 109 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目利子 5,000 円につきましては、一時借入れをした場合の利子でございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 85 万 1,000 円につきましては、転出・死亡等による還付金でございます。

2 目償還金は科目設定でございます。

次の 113 ページをお願いいたします。

2 項 1 目他会計繰出金は科目設定でございます。

次のページ、お願いいたします。

7 款 1 項 1 目予備費 310 万 7,000 円につきましては、各科目に不足を生じた場合に充当するものでございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、次に、歳入の説明をいたしますので、79 ページへお戻りください。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 5 億 1,811 万 2,000 円でございます。1 節現年度分 5 億 1,245 万 7,000 円は、前年度から 621 万 7,000 円の増額でございます。第 4 期介護保険事業計画の 2 年目で、介護保険料の改定はございませんので、被保険者増によるものでございます。2 節滞納繰越分 565 万 5,000 円は、前年度より 29 万 6,000 円の減額となっており、これは景気の回復もおくれていることから、収納率の向上が見通せないためでございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 8 万 2,000 円でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金から 83 ページの 5 款 3 項 3 目施設開設経費助成特別対策事業費補助金につきましては、先ほどの資料や歳出の内容で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

83 ページ、6 款 1 項 1 目利子及び配当金 38 万 1,000 円につきましては、介護保険事業財政調整基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、4 億 2,114 万 7,000 円で前年度より 3,619 万 9,000 円の増額でございます。1 節から 3 節は、給付費に係る市の負担分で、先ほど資料で説明させていただきましたので、これも省略させていただきます。4 節その他繰入金は 8,179 万 5,000 円でございます。説明欄 1 の職員給与等繰入金 1,912 万 4,000 円につきましては、包括的支援事業・任意事業の法定負担限度額超過分への繰入金でございます。

2 の事務費繰入金 6,267 万 1,000 円につきましては、前年度より 1,023 万 2,000 円の増額で、介護保険システムから総合行政システムへのデータ移行等によるものでございます。

次の 85 ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金及び 2 目介護従事者処遇改善特例基金繰入金については、介護給付費への繰入金で資料で説明しておりますので、省略させていただきます。

8 款 1 項 1 目繰越金から 9 款 3 項 2 目返納金までは、科目設定でございます。

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○相澤委員

先ほどは失礼しました。先ほどと同じ質問をさせていただきます。

まず、処遇改善というのは、どこを見ればわかるのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長

介護報酬のそのものの数値、直接に予算に反映している部分というのは、ここのところではありません。私、先ほど 3%以上上がっているかどうかということにつきましては、前年度、20 年度の報酬と 21 年度の報酬を比較しまして、それでお答えいたしました。

ただ、厳密に申し上げれば、人数については換算しておりますけれども、昨年の利用者とことしの利用者が、必ずしも同じ要介護度ではありませんし、同じサービスを利用している方でもありませんので、正確なものではありません。以上です。

○相澤委員

まず 3%につきましては、先ほどの説明ですと有資格者には、正規等の方にはそれ相当の改善がなされたような御説明でしたけれども、一般の職員あるいは臨時といいますか、正規でない方々についてはいかがだったのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長

私、先ほど申し上げたのは、あくまでも介護報酬の体系ということで、その報酬を受け取った事業者がどのような賃金改善をするかということは、こちらの方では把握しておりません。

○相澤委員

把握できないんですね、わかりました。

先ほど、あとまた交付金で1万5,000円云々というお話がありましたが、これは今後どのような形で、どうすればこれを受けられる形になるのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長

この補助制度というのは、県の方で国からの交付金をもとに基金をつくってしまっていて、事業者が直接県の方に申請するような形になりますので、市町村を介してはおりません。

○相澤委員

そうすると、現実に1万5,000円の恩恵があったかどうかというのは、市では把握できないということですか。

○鈴木介護福祉課長

私の方では、市内の施設、居宅サービス以外の施設、6施設ぐらいしかないんですが、そこについて一応聞いてみましたところ、1施設以外は、すべて補助金を申請しているという回答がありました。

○相澤委員

県の方だということで、ちょっと聞きにくくなってきたんですが、わかる範囲内で。これは、いつまで適用される予定でしょうか。

○鈴木介護福祉課長

これは、24年3月までの報酬です。昨年10月分から24年3月までです。

○相澤委員

確認ですけれども、これは前政権の積み残し政策ですね。

○鈴木介護福祉課長

昨年の国の補正予算で対応しております。

○根本委員

95ページの施設のサービス、また居宅介護サービス、それからただいま相澤委員の介護従事者の処遇改善という問題についてお伺いしたいと思います。

実は、昨年の秋以降、公明党として全国介護総点検運動を展開しました。それで、介護担当者の課長さんはよくわかっているような課題、こういうものが浮き彫りになりました。例えば施設が不足している、それから在宅介護の24時間体制も含めた充実が必要だと。そしてまた、処遇改善、これをきちんとやらないといけないという問題がありまして、国に要望しているところがございますけれども、国では国で制度改正をしていただく、そしてまた、地方行政にとっては、その行政でできる範囲ということがあると思うんです。その点についてお伺いしたいと思います。

施設不足という問題点でございます。それで、本年度の7月に29床の地域密着型、これができる。そして、これは介護第3期計画だったんですよ。今は第4期計画の2年目に入っているという状況で、少しおくられている、こういう状況でもございます。それで、日本全体で42万床あると、そのうち42万人が待機している。宮城県では1万67人と、こう

いうふうな公式発表でした。多賀城では約 130 人ですか、約そのぐらいじゃないかなと、こう思うんですけども、その施設不足ということに対して、当局はどうまず取り組まれていくのかお伺いしたいと思います。

○鈴木介護福祉課長

前にも申し上げていますが、144名の待機者がいるということの内訳は、施設に入っている方が大分いらっしゃるんですけど、実際御自宅にいらっしゃる方は54人です。そのうち認定を受けていない方も10名ほどいらっしゃるんですけど、残る方々の、施設に入ることが適切だと思われる中重度者の方々だけを抽出しますと37人ぐらいになります。ただ、この調査というのは2年ぐらい前なので、恐らくそれよりはふえていると思います。今回、私どもの方で、小規模特養を施設に開設させていただいても、29名ですから、当然それでも不足なわけです。それで、第3期介護保険事業の積み残しではあるんですが、第4期介護保険事業計画では、23年度、来年度に小規模特養を1施設、29名定員の小規模が1施設、それからグループホームを2ユニット、2ユニットということは18名定員になるんですが、そのぐらい施設をふやそうと考えております。そうしますと、現状の待機者の方々は、大体そここのところに入っただけののかなと思います。

ただ、経済的事情とかいろいろあると思いますので、それらについては、やはり7月に開所しますと、その問題点やなんかも健在化すると思うんです。ですから、開所した時点でいろいろな問題が出ると思いますので、そここのところは、これからも計画の見直しが必要かどうかということも検討していきたいと思います。

○根本委員

わかりました。第4期計画の中で明年度検討すると、地域密着型の29床はね。今、県でも補助金を地域密着型にも300万円ぐらい、1床について出すということもありますから、事業者にとっては今一番メリットがあるのかなと、こう思いますので、わかりました。その辺で、施設に関してはお願いしたいと思います。

それから、在宅介護のアンケートでは、約五十二、三%が施設に入りたい、48%ぐらいが在宅介護ということで、結構在宅を希望しているいらっしゃる方もいると。ところが、その在宅の中で、十分なサービスが受けられていないという状況もあるんですね。それで、こういったものをしっかりと支えていくには、やはり小規模多機能型ってありますよね、あそこの施設を利用してやっていくことが、私は一番ではないかなと、こう思うんですよ。その辺の流れの中で、以前では、小規模多機能施設、なかなか利用者が少ないとか、募集しても応募しないとか、そういうことがあったんですけども、やはり今後の在宅介護の中では、大変な位置を占める施設になっていくと思うんですよ、小規模の施設というのは。そういう意味で、しっかりとその辺も推し進めていただきたいなと、こう思うのですが、いかがでしょう。

○鈴木介護福祉課長

小規模多機能事業所については、現在も、みのりという事業所が大代にあります。それで、25名定員なんですけど、今のところ20名ぐらいしか入っておりません。大分私どもも、宣伝とかそういったことはさせてもらっているんですけど、なかなか、利用料金も結構高いので、それもありまして、ただ今回介護報酬の改定で、ほかの居宅サービスから小規模多機能に入られるような場合には、ケアマネジャーにも加算がつくとか、そういった入りやすい環境はつくってあります。

それで、私どもは、23年度に小規模多機能事業所を1個ということで計画はしております。ただ、今の施設がそういう状態で、まだ定員になっておりませんので、そのところもこれから様子を見ながらということになると思います。

○根本委員

やはりそれはそれなりの理由があって、もちろん高いということもあるでしょうけれども、何が利用を控えている事情があるのかということも、しっかりとやはり見極めていくということが大事だと思うんです。やはりそれを、もし制度を改善しなければならない、そういう状況になるのであれば、きちんと国に対しても使いやすいような、そのような制度になるように要望もしていかななくてははいけませんし、その辺少し22年度においてしっかりと見極めていただきたいなと、こう思うんです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3番目の一番大事なことが、介護従事者の処遇改善という問題なんです。今、相澤委員からも話があったんですけども、これは多賀城市でどうにかなるかという問題ではないんですけども、一番現場を担当している課長としては、その実情というのはよくわかっていると思うんです。物すごいハードな仕事の割には、賃金が安い、だから長く続けられる職場ではない、こういうふうな状況になっていて、入ってもすぐやめてしまうという、そういう施設が多いんです。ですから、そのためには、何としても介護報酬を上げていって、処遇を改善していかななくてははいけないという、そういう問題があるんです。ですから、そういう問題に対しては、それぞれの立場で国に対して、やはり改善を図っていくことを声を上げていかななくてははいけないと、こう思うんです。

一番大きいのは、介護を担当している保険者である多賀城市の担当者の方が、これでは介護保険がこれからますます大事になってくるのに、維持はできませんよということで国に大きな声を上げていくことが、私はやはり現場の声って大事だと思うんですよ。そういう意味で、22年度中によりよく改善できるように、担当者レベルとしても、しっかりと声を上げていただきたいと思ひますし、市長としても、この辺はぜひとも、あらゆる市長会においても、介護の場面で声を上げていただいて、介護の従事者の改善に向けてご努力をお願ひしたいと、こう思ひますので、よろしくお願ひします。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第21号 平成22年度多賀城市介護保険特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伏谷委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 22 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

○伏谷委員長

次に、議案第 22 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○伏谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○櫻井下水道課長

資料 8 の 130 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費であります。これにつきましては、雨水、汚水の完全分離が容易に行える経費ではございませんので、雨水、汚水それぞれ 50%ずつの費用負担としております。予算計上額といたしましては、8,087 万 7,000 円で、前年度と比較して 1,181 万円の減額でございます。減額の主な要因は、平成 21 年度で下水道総合地震対策計画策定業務が完了したことによるものであります。

2 の一般管理事務に要する経費につきましては、経常的経費で、前年度と比較して 24 万 9,000 円の増額となっておりますが、増額の主な要因は 13 節委託料で固定資産管理及び起債管理システムの保守業務を強化したものであります。

次のページをお願いします。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 2 億 6,580 万 6,000 円で、前年度と比較して 232 万 8,000 円の増額でございます。増額の主な要因は、浮島雨水ポンプ場の蓄電池の更新に伴う管理経費の増額であります。

2 の雨水管理事務に要する経費につきましては、1 節報酬及び 4 節共済費は、雨水管理の体制強化のための非常勤職員任用に係る経費を合わせて 206 万 9,000 円を計上しております。13 節委託料につきましては、雨水の下水道台帳整備業務委託料として 88 万 4,000 円を予算計上しており、平成 21 年度に整備した丸山排水区の雨水幹線などの台帳整理をして予定しております。

3 の雨水施設維持に要する経費につきましては、11 節需用費において施設の修繕料として 4,299 万 5,000 円を予算計上しております。これは、中央八幡ポンプ場など、市内の雨水ポンプ場の修繕のほか、雨水幹線等の修繕として、八幡雨水幹線の板さく修理及び既設排水路施設修繕を予定しております。次に、13 節委託料として 1 億 5,602 万 3,000 円を予算計上しております。これは、施設維持管理等業務委託料で雨水幹線等の清掃、除草等の環境整備、各雨水ポンプ場の電気、機械設備、除じん機設備の点検、中央八幡雨水ポンプ場の運転管理業務、中央雨水ポンプ場など暫定も含めた 17 カ所の自家用電気工作物の保安

監督業務などです。次に、19 節負担金補助及び交付金につきましては、仙台市雨水排水施設維持管理負担金として 2,180 万円を予算計上しております。これは、仙台市の中野雨水ポンプ場の運転に係る維持管理費用の負担で、仙台市との間に結ばれている覚書に基づき本市から仙台市へ支払うもので、58.5%の負担割合となっております。

次のページをお願いします。

1 款 3 項 1 目賦課徴収費で 7,372 万 1,000 円で前年度と比較して 469 万 6,000 円の増額でございます。増額の主な要因は、下水道使用料徴収業務等委託料の増であります。

2 の賦課徴収事務に要する経費につきましては、13 節委託料として塩竈市水道事業会計へ委託している塩釜給水区分の下水道使用料徴収業務委託料と本市水道事業会計へ委託している多賀城給水区分の下水道使用料徴収業務等委託料で、塩釜給水区分で 3 万 500 件、多賀城給水区分で 26 万 4,260 件、合わせて 29 万 4,760 件を予算計上しております。

2 目汚水管理費で 3 億 4,359 万 4,000 円で、前年度と比較して 2,109 万 3,000 円の増額でございます。増額の主な要因は、消費税及び地方消費税の増であります。

2 の汚水管理事務に要する経費につきましては、1 節報酬及び 4 節共済費は、排水設備台帳や下水道事業受益者負担金の名寄帳などを整理するための非常勤職員任用に係る経費 199 万 1,000 円の予算計上を行うものであります。13 節委託料につきましては、汚水の下水道台帳整備業務委託料で 1,631 万円の予算計上を行うものでございます。これは、下水道汚水台帳のデジタル化と汚水施設のデータベース化の業務であり、計画的かつ効率的な維持管理と地震等の災害時における緊急事態に速やかに対応し、普及活動を円滑に行うこと、あわせて資産の整理を行い、来る施設更新時期の洗い出しを行うものであります。

次のページをお願いします。

27 節公課費として、消費税及び地方消費税を 4,447 万 3,000 円、予算計上しております。これは、消費税及び地方消費税につきましては、平成 21 年度納税分までは新規法人の取り扱いを受け、申告及び納税が免除されておったところですが、本年度より申告及び納税の義務が発生してくることと、次年度納税額の予納、中間納税の発生を見込み、予算計上を行うものであります。

3 の汚水施設維持に要する経費につきましては、11 節需用費において、修繕料として 1,190 万円を予算計上しており、これは市内汚水マンホールの修繕を予定しているほかに、中央二丁目地区の道路改良事業に伴う汚水マンホールの高さ調整を予定しております。13 節委託料につきましては、施設維持管理等業務委託料として管渠清掃、汚水中継ポンプ場の清掃、設備点検、電気工作物保安監督業務等を予定しており、713 万 2,000 円を計上しております。また、管路調査及び補修業務委託料として、国道、県道等に埋設している主要な污水管の調査実施を予定しており、1,025 万 7,000 円を計上しております。16 節原材料につきましては、老朽化等で交換が必要となった場合に支給する汚水ますやマンホール用鉄ぶた、塩ビます等の購入を行うもので、197 万 2,000 円を予算計上しております。

4 の水洗便所普及に要する経費につきましては、19 節負担金補助及び交付金として、水洗便所改造資金利子補給金として 40 万 5,000 円を予算計上しております。これは、平成 18 年度から平成 22 年度までの融資件数 47 件分を見込み計上しているものであります。

5 の汚水処理に要する経費につきましては、19 節負担金補助及び交付金として相互流出負担金として 703 万円を予算計上しております。これは、本市に隣接する仙台市、塩竈市、七ヶ浜町に汚水が流出するもので、合計量を 21 万 3,030 立方メートルと見込んでおります。

次に、仙塩流域下水道維持管理負担金につきましては、汚水処理単価を1立方メートル当たり33円、汚水量を703万3,000立方メートルと見込んで2億3,201万7,000円を予算計上しております。

3目水質規制費で1,024万9,000円で、前年度と比較して114万1,000円の減額となりますが、これは人件費の減によるものでございます。

2の水質規制に要する経費につきましては、水質検査業務に係る委託料として仙塩流域下水道に流入する11地点の検査と32施設の検査を予定しております。

次のページをお願いします。

2款1項1目公共下水道建設費で3億4,350万5,000円、前年度と比較して5,194万1,000円の増額でございます。

1の公共下水道建設に要する経費、単独起債事業分につきましては8,164万円で、前年度と比較して2,832万8,000円の増額であります。13節委託料につきましては、町前一丁目の海老鉄工所南側の水路整備に関する測量調査業務等を予定しております。15節工事請負費であります。委託費で説明した海老鉄工所南側の雨水枝線の整備と市川字五万崎地内など計7カ所の污水管整備工事で、延長合計210メートルの施工を行うほか、市内12カ所の汚水ますの設置を予定しております。また、22節物件移転等補償費につきましては、工事施工の際支障となる地下埋設物の移転補償100万円を予算計上しております。

2の公共下水道建設に要する経費単独事業分につきましては、5,319万5,000円で前年度と比較して2,590万9,000円の増額でございます。増額の主な要因は、15節工事請負費でありまして、5,200万円を予算計上しております。うち雨水施設整備工事につきましては、200万円の予算計上しており、排水路の改修を予定しております。また、污水施設整備工事といたしましては、多賀城駅周辺土地区画整理事業関連の都市計画道路高崎大代線、市道留ヶ谷線の道路改良工事に伴い支障となる污水管施設に係る経費でございます。

3の雨水施設整備に要する経費、浸水対策事業分につきましては、1億6,437万円の予算計上で、前年度と比較して1,651万4,000円の増額となっております。主な要因として、高橋雨水幹線の測量調査設計等が主な要因でございます。13節委託料につきましては、陸上自衛隊多賀城駐屯地内の過年度に整備完了している丸山雨水幹線の区分地上権設定のための用地測量業務800万円と単独起債事業分で説明申し上げました町前一丁目の海老鉄工所南側から臨海鉄道側の水路整備の測量調査を計上しております。また、高橋雨水幹線の国道45号線から高橋五丁目の育英学園付近までの未整備区間約530メートルについての測量調査等を計上しております。14節使用料及び賃借料につきましては、陸上自衛隊多賀城駐屯地内の本年度雨水幹線整備工事のための用地の借上料345万6,000円を計上しております。15節工事請負費につきましては、丸山一丁目の国家公務員官舎の南側の丸山雨水幹線に流入する雨水整備で、延長290メートルの整備に係る経費1億1,650万円を予算計上しております。

4の仙台市雨水排水施設建設に要する経費につきましては、仙台市において整備する西原雨水ポンプ場建設事業負担金として2,000万円を予算計上しております。これは、仙台港へ排水する仙台市の雨水整備事業の一環で、仙台港の南側に位置する西原雨水ポンプ場を平成26年度完成予定として仙台市が整備しているもので、本年度はバイパス工事、ゲート整備等を予定しております。なお、多賀城市の整備負担割合は、3.2%となっております。

なお、工事箇所、工事種別、工事概要につきましては、資料9の60ページ及び61ページを後で参照いただければと思います。

次のページ、 141 ページをお願いします。

5 の下水道総合地震対策に要する経費につきましては、昭和 45 年と 55 年に完成した中央雨水ポンプ場の耐震診断 900 万円とそれに基づく耐震設計 1,500 万円を予定しております。

2 目流域下水道建設費で 855 万 9,000 円で、前年度と比較して 114 万 9,000 円の減額でございます。これは、仙塩流域下水道建設事業負担金で、仙塩流域下水道の建設事業費総額 2 億 2,780 万円に対する本市分の負担金であります。本年度は、管渠の長寿命化計画及び耐震対策計画に基づく改築工事及び処理場の長寿命化計画等の策定を行う予定とのことでございます。

次のページをお願いします。

3 款 1 項 1 目公債費で 20 億 389 万 2,000 円で、前年度と比較して 5,220 万 8,000 円の減額でございます。

1 の借入金償還費（元金）につきましては、13 億 3,013 万 6,000 円を予算計上しており、前年度と比較して 1,942 万 2,000 円の減額となっております。そのうち雨水事業分につきましては、総額で 6 億 3,813 万 8,000 円、雨水事業分は前年度と比較して 969 万 5,000 円の減額となっております。汚水事業分につきましては、総額で 6 億 5,618 万 4,000 円で、前年度と比較して 574 万 3,000 円の減額となっております。流域下水道事業分につきましては、総額で 3,581 万 4,000 円で、前年度と比較して 398 万 4,000 円の減額となっております。

2 の借入金償還費（利子）につきましては、6 億 7,375 万 6,000 円を予算計上しており、前年度と比較して 3,278 万 6,000 円の減額となっております。雨水事業分につきましては、総額で 3 億 4,330 万円、前年度と比較して 1,332 万 7,000 円の減額となっております。汚水事業分につきましては、総額で 3 億 1,000 万 4,000 円、前年度と比較して 1,821 万 8,000 円の減額となっております。流域下水道事業分につきましては、総額で 1,738 万 9,000 円、前年度と比較して 122 万 9,000 円の減額となっております。一時借入金利子につきましては、306 万 3,000 円を予算計上しております。

次のページをお願いします。

4 款 1 項 1 目予備費で 529 万 7,000 円を計上しております。

以上、歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

124 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目下水道事業受益者分担金で 86 万 8,000 円でございます。1 節下水道事業受益者分担金につきましては、市街化調整区域において供用開始された土地に対して賦課されるものでありますが、本年度にあつては 9 筆で 1 万 3,156.94 平方メートルで 86 万 7,000 円を予算計上しております。徴収率は、過去の実績を運用し、99%を予算計上しております。2 節滞納繰越分につきましては、1,000 円の科目設定を予算計上しております。

1 款 2 項 1 目下水道事業受益者負担金で 114 万 3,000 円でございます。1 節下水道事業受益者負担金につきましては、市街化区域において供用開始された土地に対して賦課されるもので、今年度にあつては 52 筆、1 万 9,844.08 平方メートルで 114 万 2,000 円を予

算計上しております。徴収率は、過去2年の平均を運用し97.9%を予算計上しております。2節滞納繰越分につきましては、1,000円の科目設定を予算計上しております。

2款1項1目下水道使用料で8億619万3,000円で、前年度と比較して902万1,000円の減額でございます。これは、使用件数の増加は見込まれるものの、処理水量が減少する見込みとしているためであります。1節下水道使用料のうち多賀城給水区分につきましては、総有収水量を575万9,000立方メートルと見込み、それによる料金収入7億3,970万1,000円を予算計上し、塩釜給水区分につきましては、総有収水量を53万7,000立方メートルと見込み、それによる料金収入6,224万1,000円を予算計上し、合わせて8億194万2,000円の予算計上でございます。徴収率を過去3年の平均を運用し99.2%として予算を計上しております。2節滞納繰越分につきましては、平成21年度末に見込まれる未納額に、徴収率25%を見込み、425万1,000円の予算計上でございます。

2項1目総務手数料で40万1,000円でございます。1節総務手数料につきましては、排水設備の計画確認と検査に係る手数料で、それぞれ1件につき500円、それぞれ400円分の40万円を予算計上しております。2節督促手数料につきましては、1,000円の科目設定で予算計上しております。

次のページをお願いします。

3款1項1目下水道事業国庫補助金で9,750万円でございます。1節下水道防災事業費補助金のうち、1の浸水対策下水道事業費補助金につきましては8,500万円の予算計上で、歳出の2款1項1目公共下水道建設費で御説明した建設事業のうち、雨水施設整備に要する経費、浸水対策事業分に対する国庫補助金でございます。この国庫補助金の補助率につきましては、事業費の10分の5となっております。

2の地震対策下水道事業費補助金につきましては、1,250万円の予算計上で歳出の2款1項1目公共下水道建設費で御説明した建設事業費のうち、下水道総合地震対策に要する経費に対する国庫補助金でございます。この補助金の補助率につきましては、事業費の10分の5となっております。

4款1項1目県事業費委託金につきましては、1,000円の科目設定で予算計上しております。

5款1項1目財産貸付収入で246万8,000円でございます。これは、雨水施設である管路用地や施設用地を民間事業者等に貸し付けしている分土地占用料でございます。

6款1項1目一般会計繰入金で14億3,585万5,000円で、前年度と比較して5,290万2,000円の増額でございます。これは、主な要因として、多賀城駅周辺土地区画整理事業関連、道路改良工事に伴う污水管の移設工事が増額となるためでございます。この繰入金の雨水事業分、污水事業分の内訳といたしまして、雨水事業分につきましては10億5,318万7,000円で、前年度と比較して3,112万7,000円の減、污水事業分につきましては3億8,266万8,000円で、前年度と比較して8,402万9,000円の増となっております。

7款1項1目前年度繰越金につきましては、1,000円の科目設定を予算計上しております。

8款1項1目延滞金につきましては、1,000円の科目設定を予算計上しております。

2目加算金につきましては、1,000円の科目設定を予定しております。

2項1目雑入につきましては146万8,000円で前年度と比較して39万5,000円の増額でございます。1節雑入のうち1の相互利用負担金(流入)につきましては、146万7,000

円の予算計上でございまして、隣接する塩竈市、七ヶ浜町、仙台市からの流入負担金で流入量を3万7,400立方メートルを見込んでおります。

次のページをお願いします。

2の水洗便所改造資金融資未償還金につきましては、1,000円の科目設定を予算計上しております。

9款1項1目下水道事業債につきましては、7億8,960万円でございます。1節公共下水道事業債のうち1の補助事業債につきましては、9,300万円の予算計上で、歳出の2款1項1目公共下水道建設費で御説明した建設事業のうち、雨水施設整備に要する経費、浸水対策事業分に対して発行する充当率10分の5の8,500万円と下水道総合地震対策に要する経費の対策事業となる耐震設計分に対して発行する、充当率10分の5の800万円となっております。

2の単独事業債につきましては、1億500万円の予算計上で、そのうち歳出の2款1項1目公共下水道建設費で御説明した建設事業のうち、公共下水道建設に要する経費、単独起債事業分として8,500万円、歳出の2款1項1目公共下水道建設費で説明した建設事業費のうち、仙台市雨水排水施設建設に要する経費分として2,000万人に対して発行する債務でございます。本市債の充当率は、それぞれ事業費の10分の10に対し、10万円単位での発行となっております。2節流域下水道事業債につきましては、660万円の予算計上で、歳出の2款1項2目流域下水道建設費で説明した仙塩流域下水道建設に要する経費から元利償還金を除いた額の10分の10に対し、10万円単位の発行となっております。3節資本費平準化債につきましては、4億9,400万円の予算計上でございます。この資本費平準化債の雨水事業分、汚水事業分の内訳といたしまして、雨水事業分につきましては2億3,770万円で、前年度と比較して1,110万円の減、汚水事業分につきましては2億5,630万円で、前年度と比較して4,440万円の減となっております。4節下水道事業債特別債につきましては、9,100万円の予算計上でございます。これは、平成18年度において国の地方財政措置の見直しに伴い、平成17年度までに借り入れた下水道事業債に係る元利償還金に対する地方財政措置が影響を受けることから、その影響分を補うために発行する債務でございます。

次に、資料4の22ページをお願いいたします。

資料4の22ページ、第2表債務負担行為でございます。水洗便所改造資金利子補給及び水洗便所改造資金損失補償における期間及び限度額は、それぞれ表に記載のとおりであります。

次のページをお願いします。

第3表地方債です。公共下水道事業で限度額1億9,800万円、仙塩流域下水道事業で限度額660万円、資本費平準化債で限度額4億9,400万円、下水道事業債で限度額9,100万円、限度額合計7億8,960万円の借入れを見込むものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ第3表に記載のとおりでございます。

すみません、第2表の債務負担行為、自動車借上料が抜けておりました。申しわけございませんでした。

以上、歳出歳入について御説明させていただきました。

続きまして、資料9の56ページをお願いいたします。

資料といたしまして、下水道事業特別会計に係る平成 22 年度の歳入歳出予算の雨水事業、汚水事業の内訳や前年度との比較を作成いたしましたので、御参照願います。

次のページをお願いします。

これは、平成 22 年度及び平成 21 年度の下水道事業費総額に係る雨水事業及び汚水事業別の歳出配分並びに汚水事業費歳出配分とその歳入内訳につきまして、図式で示したものです。御参照願います。

次のページをお願いいたします。

これは、下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳とそれに対する財源の内訳が、前年度当初予算に比べてどう変わったかをあらわしたものでございます。上段の表につきましては、平成 22 年度、次の中段の表が平成 21 年度、下の段の表につきましては、それらの比較を表にしたものであらわしたものでございます。上段の平成 20 年度当初予算の表をごらんください。平成 22 年度当初予算におきましては、元利償還金が表中合計欄で、平成 21 年度当初予算に比べ 5,220 万 8,000 円減額の 20 億 389 万 2,000 円、これを賄う財源につきましては、下水道使用料が平成 21 年度当初予算に比べ 3,605 万 2,000 円減額の 3 億 5,363 万 5,000 円、資本費平準化債が 5,550 万円減額の 4 億 9,400 万円、下水道事業債特別措置分気が 240 万円増額の 9,100 万円、受益者分担金及び負担金が 81 万 6,000 円減額の 201 万 1,000 円、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金につきましては、科目設定の 1,000 円がなくなり、結果的に一般会計からの繰入金は、平成 21 年度当初予算に比べ 3,776 万 1,000 円増の 10 億 6,324 万 6,000 円となります。

次のページをお願いします。

最後の資料でございますが、平成 20 年度末から平成 22 年度末までの下水道事業債残高につきましてお示しをしております。御参照いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 歳入歳出一括質疑

- 伏谷委員長

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。

- 深谷委員

行政評価の取り組みの浸水対策事業についてお伺いいたします。

まず初めに、師匠の竹谷委員のお言葉をおかりしまして、英断に感謝いたします。こちら、開始時期が昭和 47 年から、これは終了時期が平成 47 年までというふうになっておるんですが、具体的に、こちら平成 22 年から高橋幹線の調査ということで入っております、いつごろまでの計画で、大体でき上がりという時期についてのスケジュールをお願いいたします。

また、前回これは一般質問した際に、JR との協議ということでお伺いいたしましたがその辺はどのような詰めになっているのかお伺いいたします。

- 櫻井下水道課長

まず、予定スケジュール等でございますけれども、22年度、45号線から高橋の育英のところ約530メートル、調査設計等上げまして、4年、22年、23年、24年、25年度という計画で施工計画を立ててございます。

あと、JRとの委託の部分でございますけれども、何回か去年のうちからお願いいたしまして、私どもも去年のうちに、JRの方に一たんおじゃまして、うちの方の説明内容を説明はしておりますけれども、なかなか忙しいようで、4月になってからもう一度来てくださいというような説明で、再度お伺いしてお話を申し上げるというような段取りで今進んでおるところでございます。

○深谷委員

順調かのように聞こえますが、やはりJRとの協議がおくれてしまいますと、この工事計画に大きな影響を及ぼすということですので、その辺の、とにかくJRの方と協議を順調に進めていただいて、こちらの幹線の工事が平成25年が完了予定ということで、一日も早い完成を御祈念申し上げながら、25年度一応建設予定で、終了ということになりますと、さらに高橋の、よく話題に出る遊水池の部分がやっと使わなくなるということの確認で、きのうまでの部長の御答弁でよろしかったでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

予定どおり進めば、そのとおりでございます。

○深谷委員

ということは、さらに、やはりその予定どおりきちんと進めていただかなければならないなと思うわけでございます。あそこの土地に関しても、やはり都市計画決定されていながら、なかなか進まない、あの地域の住民の方々は、いつまであそこにだっ広い土地をそのまま放っておくんだということで、常々私も御意見を言われる者としてお伝えしておきます。それで、やはりそういった言われる部分の一たんには、遊水池とは申しまして、水が流れているのかとか、あとは、水をためるところに今現在資材が置かれているけれども、水が本当にたまったらどういうふうになるんだとか、やはり目に見える部分で言われる部分もでございますので、ぜひ浸水対策としまして25年までに必ず完成させる決意を一言いただいております。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

JRの協議の件につきましては、なかなかJR難しいものですから、担当部署をかえてくれというような話をJRの方にも話ししておりまして、22年度になればセクションは別にして、協議させてほしいと。はっきり言いますと、今連立で東北工事事務所が実際やっているものですから、そこでやってもらった方が早いのではないかとということで、協議もう一度していますので、その結果次第ではございますけれども、なるべく早くしたいと。というのは、正直言いまして、その公園だけでなく、あそこにファミリーマートですか、あの近辺が限度いっぱいじゃないかなと私ども感じていますので、そのようにしてやっていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○相澤委員

雨水施設整備に要する経費に係るのかと思っておりますけれども、139ページですか、ここに当たるのかなと思うんですが、具体的に申し上げれば、町前かな、加藤鉄工所とひまわりパチンコの間にある雨水のところありますよね、あそこは今回これに当たるんでしょうか、この地図に当たるんでしょうか、どこになりますか。

○櫻井下水道課長

今やっている工事、現場で入っていますけれども、あの工事の関係でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）今までやっている工事につきましては、汚水事業という工事でやってございます。

○相澤委員

あそこは、どのような形になるんでしょう。この予算では、関係ないんですか。

○櫻井下水道課長

139 ページですけれども、1 の公共下水道建設に要する単独起債事業分の 15 節工事請負費汚水施設整備工事に係る経費、この中に、今おっしゃった工事が含まれているということでございます。

○相澤委員

どのような形になるんですか、結果的に。例えば何かを埋めるとか、あそこを上からカバーするとか、何か、どういう形になるのか具体的に。

○櫻井下水道課長

海老鉄工……、雨水幹線ということでよろしいですか、今現在ある雨水幹線の整備のことと……。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

あその部分には、下水の汚水とそれから水路の工事、両方入っているものですから、どちら側かちょっと確認させていただきたいと思います。

○相澤委員

いや、専門的なところがわからなくて申しわけないんですが、要するにどういう工事を今進めていて、どういう形になるのかというのを知りたいんですよ。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

水路でよろしいんですよ。（「はい」の声あり）下水道の下水の管をどこに入れるんじゃないくて、今やっている水路の構造がどうなるかと、こういうことですよ。それでは、下水道課長の方から。

○櫻井下水道課長

水路につきましては、今までどおり、板さくの修理工事ということで進めさせていただきたいと考えております。

○相澤委員

いつも市民相談で苦情で、夏場にあの草がいっぱいになったり、ボウフラがわいたりということがね、あの辺飲食店が多いもので、それだけに非常に強い苦情というか、要望というのがしょっちゅう来るんですよ。それで、どのようになるのかな、きれいになるのかと、その辺を、ことしは大幅に改善されるのかどうかというのを知りたくてお聞きしているんです。

○櫻井下水道課長

前回の補正でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、八幡の雨水幹線につきましては、平成 21 年度当初予算におきまして、いわゆるあそこを基本構想を立てて、水路整備を行いたいということで申し上げて、委員のおっしゃったように、いわゆる環境等の問題、板さく等の補修等の問題、そういったことで予算を計上させていただいておったところでございますけれども、今回の補正で御説明申し上げましたとおり、高橋雨水幹線の方が浸水対策、市民の安全・安心の方を優先して、今回基本構想については先送りさせていただき、ただし水路等の修繕、環境整備、そういったものにつきましては、今後とも引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

○相澤委員

基本構想が先送りということは、いや私が間違っていたら許していただきたいんですけども、かつてあそこは、第七小学校の遊歩道なり通学路に使うような話を聞いた、夢ではないと思うんですけども、聞いたような気がするんですけども、そういう話はなかったですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

八幡の雨水幹線については、おっしゃるとおりボックスカルバートにして、上は 10 メートルかなんかの歩道にしまして使おうという構想は持ってございまして、計画上は変わりございません。それで、それを今後どうするかという部分で基本構想ということを考えてんですけれども、費用対効果からして、あの部分は現状の維持修繕をしながら、生活環境を整えていこうと。今回は、水害対策ということで高橋に全精力を向けたいということで、すべての予算を集中させてもらっていますので、御理解を賜りたいと思います。

○相澤委員

確かに水害が最優先でございますので、その次に住民の衛生というか、安全というか、汚水対策というか、環境対策がその次に来ると思いますので、ぜひそのようによろしく願いたいと思います。

○藤原委員

137 ページの消費税なんですけれども、4,447 万 3,000 円というと、使用料収入が約 8 億円なので、5% 掛けると大体こういう数字になるわけね。一般的には、仕入れがあって、そして売上があって、それぞれの消費税差し引きで税務署に納めるというふうになると思うんですけども、この数字だと、いわゆる仕入れ分が全然見られないということになっているような、そういうふうになってしまっているんですね。どういう数式でこういう数字が出るのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○櫻井下水道課長

今までは減免措置を受けていたということで、新年度の予算計上に当たりまして、塩釜税務署の方に相談をさせていただきました。その際、平成 22 年度申告分の中間納税が発生するので、予算措置をしていた方がいいですよということでございまして、22 年度予算額につきましては、21 年度事業の納税見込み額に中間申告分、23 年度の中間申告分を計上しているというような内容でございます。

○藤原委員

一つは、数式の前に一つは、取り扱いが変わったと。いわゆる減免されていたのが、課税の団体になったということですね。それが一体どういうことなのかということが私はよくわからないんですよ。どういう根拠で減免されていて、どういう根拠で今度課税にされることになったのかという、まずそのところを教えてくださいけれども。

○櫻井下水道課長

減免されていたということにつきましては、18年度、企業会計に移行して、そして19年度特別会計に移行して、そして税法上、いわゆる2年前に基準年と同じような、同じ会社ではないですよということで、消費税法の基準期間がない法人に対しては、納税義務が免除がされますよということで、ここ2年間については減免がされてございました。

○藤原委員

17年度までは払っていたんだね。

○櫻井下水道課長

支払っておりました。

○藤原委員

それで、もう一回、4,000万円の根拠、何だかよく先ほどはわからなかった。21年度実績に基づいて予定納税って言っていたんですか、先ほど。

○櫻井下水道課長

通常ですと、平成21年度事業分、大体2,900万円ぐらいを納めるんですけども、うちの方の場合、過去の実績から1,000万円を超すことから中間申告の対象になっているということで、中間申告分の方も含めて予算を計上しているというふうな内容でございます。

○藤原委員

私の問題意識はということかということ、結局確定した数字としては、どのぐらいになる見込みなのかと。それが、要するに8億円に対して5%掛けたような数字になっているわけだ、これは、4,000万円というのは。それで、そのうちの半分が21年度事業分で、22年度分が2,000万円ということなのか、よくわからないんですけども、8億円の下水道収入に対して丸々消費税がかかるのではないんでしょう。事業をするには必ず仕入れ価格があるわけで、それからいろいろな設備投資をずっとやってきて、多額の元利償還等もやりながら、8億円の収入があるわけですよ。だから、8億円の収入が丸々課税対象になるのではないと思うんだよね。そこで、どういうふうな、21年度実績があつて、22年度の予定納税があるにしても、どういう算式ではじき出されたのかというのがよく分からないんですよ。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

では、担当の阿部の方から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○阿部下水道課主査

下水道の消費税は、藤原委員のおっしゃるとおりでして、まず簡単に仕入れの分、それから支出の分と単純に計算するとそういう形になるんですが、建設事業分であったり、あとそれから非課税対象である雨水事業の分であったり、そういう部分がございまして、もちろん計算をしていきますと、単純に21年度事業分として22年度に申告して納税する分が2,960万円ぐらいになります。それで、先ほど下水道課長の方から説明させていただきま

した、中間納税の考え方なんです、1,000万円以上になりますと3期分、申告前に3回分割で概算で納税していく形になりますので、22年度事業分としましては、2,964万8,500円を4で割った分の2回分が22年度として支出する形になります。したがって、22年度の当初予算は、2,964万8,000円の1.5倍が予算計上されているという形になります。

○藤原委員

その21年度分とすると2,960万円ということだよ。そうすると、料金収入8億円と考えると、単純に5%掛けると五八、四十で4,000万円だ。それで、2,960万円、約3,000万円と考えると、そうすると3,000万円と考えると6億円が課税対象ということになるでしょう。そうすると、料金収入のうち控除される分が2億円しかないということになるんですか。言っている意味わかる。だって、21年度だって、下水道料金収入は約8億何がしだったでしょう。それで、8億円にそのまま5%掛けると4,000万円になるわけですよ。それで、21年分として2,900万円今計上していると。約3,000万円と考えると、6億円の料金収入に対して、消費税がかかっていると見なされるわけ、概算で。そうすると、8億円の料金収入のうち、いわば仕入れ分として見られているのが、たったの2億円しかないのかということになわけ、私の問題意識は。だから、こんなに何で払わなければいけないのかというのがよくわからないんだ。だって、あちらこちら設備投資してですよ、膨大な設備投資をやって、ようやく8億円の収入なんだから。8億円のうち6億円に丸々課税されたのではたまらないというふうに私は思うんだけど。普通商売やっていてですよ、仕入れと売上でこんな課税されるはずがないのではないかと思うんだけど、私がおかしいのかな。

○阿部下水道主査

御回答いたします。予算書を見ていただきまして、137ページ、とても単純に御説明させていただくんですが、基本的に下水道事業の特別会計の予算の中で、課税の対象となる歳出につきましては、污水管理費、1款の3項が基本的に対象になりまして、その中にまた2目の污水管理費、それから1目の賦課徴収費が消費税の課税の対象になる支出になります。その中で特に大きい部分が、污水处理に要する経費の中の仙塩流域下水道維持管理負担金、こちらの方が課税の対象になりますので、単純に課税がかかる部分というのは、2億円くらいという形になるんです。

○竹谷委員

何だ、面倒くさい説明しているんだけど、こういう解釈じゃないですか。仙塩下水道負担金、これは消費税の除外になっている。これも入るの。これは消費税入るの、まず。（「入る」の声あり）消費税あるんでしょう。そうすると、精算ではもっと4億円ぐらいのものが来なければおかしい。というのは、工事費で約2億円、きちんとここ、この資料でいけばそうになっている。それで、この中で污水分しか見ない、それとも、だって雨水だって請負やれば消費税払うでしょう、それは相殺しなければいけないでしょう、最後。相殺の計算が出るんだもの。だから、あくまでも消費税は預かり金だから、経理上ね、商法的には預かり金、ですから皆さんから来る、こういう預かり、そして払った分で相殺するわけ、最終的には。それで、予算計上は、21年度中間払いというかな、先に払わなければいけないやつがあるから、こういう計上しているんだと。最終的には相殺されたものが決算で出てくるという理解じゃないですか。私は、そういう理解していたんですけども。そうじゃないですか。

○櫻井下水道課長

そういう形になります。

○竹谷委員

そういうことで説明するとわかるんじゃないかと思うんです。

それで、水洗対策費で1億6,400万円の今年度の予算案ですよ、これは高橋雨水幹線と丸山の2-1工区やればね、こういう資料があるんですよ。いい資料を出してくれたら活用しないと。それで、財政フレームが、国が2分の1で市が2分の1、起債充当率100%と大変すばらしい財政フレームになっているんだよね。そうであると、丸山工区はいつごろ終わるんですか、全部で。完成はいつごろなんですか。

○櫻井下水道課長

丸山雨水幹線につきましては、本来は多賀城高校の下までずっと延びていくというような形が完成型でございますけれども、今の現段階の中で、ちょっと高橋雨水幹線の方に力を注ぎたいということでありますので、その今、いつまでということ……（「鶴ヶ谷部分」の声あり）鶴ヶ谷の枝線までは、今回22年度で予算計上はしております。ただ、そこから上の部分については、まだちょっと見通しが立っていないということでございます。

○竹谷委員

その上は、今年度で丸山工区は1回お休みをして、そして来年度から高橋幹線に、この資金も活用して、促進を図るという決意だということに理解していいですか。

○櫻井下水道課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

消費税は、制度の問題だから、賛成反対余り関係ないので、ただ、仕組みがわからないので、ちょっと私ども恥ずかしいので、どういう計算してこの数字がはじき出されたのかという資料については、お願いをしたいと思います。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第22号 平成22年度多賀城市下水道事業特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○伏谷委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伏谷委員長

お諮りいたします。議事の都合により、本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来る3月12日は午前10時から特別委員会を開きます。

御苦労さまでした。

午後4時57分 延会

予算特別委員長

委員長 伏谷 修一